

TOYOTA GAZOO Racing ラリーチャレンジ 公示

TOYOTA GAZOO Racing ラリーチャレンジ

本競技会は、FIA国際モータースポーツ競技規則およびその付則に準拠した日本自動車連盟(JAF)の国内競技規則およびその付則、本シリーズ規則、各地区大会の特別規則に従って開催される。

TOYOTA GAZOO Racing ラリーチャレンジ 共通規定

第1条 イベントおよび競技会の名称・開催日およびその地域

1.1) 定義

本競技は2種類全3シリーズからなる。その他本条1-3、1-4は独立したイベントとして実施される。
詳細は本条以下に示す。

1.1-1) TOYOTA GAZOO Racing ラリーチャレンジ2016 オリジナルシリーズ

当該シリーズは1.2に示すカレンダーに従って実施される。
賞典およびシリーズポイントは競技規定36条に従う。

1.1-2) TOYOTA GAZOO Racing ラリーチャレンジ2016 チャレンジカップ (東シリーズ・西シリーズ)

当該シリーズは1.2に示すカレンダーに従って実施される。
賞典およびシリーズポイントは競技規定36条に従う。

1.1-3) TOYOTA GAZOO Racing ラリーチャレンジ2016 特別戦

当該シリーズは1.22に示すカレンダーに従って実施される。
当該イベントの詳細は別途公示する。

1.1-4) TOYOTA GAZOO Racing ラリーチャレンジ2016 チャレンジバトル

当該イベントの詳細は別途公示する。

1.2) 大会カレンダー

TOYOTA GAZOO Racing ラリーチャレンジ2016 オリジナルシリーズ 年間スケジュール

ラウンド	日程	場所	距離
木曾	4月24日(日)	長野県内	約100km
高岡	6月19日(日)	富山県内	約100km
福島	8月21日(日)	福島県内	約120km
恐竜 勝山	10月16日(日)	福井県内	約80km

TOYOTA GAZOO Racing ラリーチャレンジ2016 チャレンジカップ 東シリーズ 年間スケジュール

ラウンド	日程	場所	距離
千歳 ※1	2月21日(日)	北海道内	約13km
陸別 ※2	6月12日(日)	北海道内	約90km
弘前 ※3	7月17日(日)	青森県内	約120km
渋川 ※4	7月31日(日)	群馬県内	約150km
豊浦 ※5	9月4日(日)	北海道内	約100km
浅虫 ※6	9月11日(日)	青森県内	約100km

- ※1 2016年JAF北海道ラリー選手権第2戦、2016年JMRC北海道ラリーシリーズ第2戦、「北海道ブリザードラリー」に、TOYOTA GAZOO Racing ラリーチャレンジクラスを併設する。
- ※2 2016年JAF北海道ラリー選手権第3戦、2016年JMRC北海道ラリーシリーズ第3戦、「Super Tarmac PLUS2016」に、TOYOTA GAZOO Racing ラリーチャレンジクラスを併設する。
- ※3 2016年JAF東日本シリーズ第5戦、2016JMRCJMRC東北ラリーシリーズ第2戦「2016ツールド東北」に、TOYOTA GAZOO Racing ラリーチャレンジクラスを併設する。
- ※4 「TAGラリー2016」に、TOYOTA GAZOO Racing ラリーチャレンジクラスを併設する。
- ※5 2016年JAF北海道ラリー選手権第6戦・2016年JMRC北海道ラリーシリーズ第6戦、「2016 ARK スプリント 300」に、TOYOTA GAZOO Racing ラリーチャレンジクラスを併設する。
- ※6 「第33回ベルナルサマーラリーイン浅虫」に、TOYOTA GAZOO Racing ラリーチャレンジクラスを併設する。

TOYOTA GAZOO Racing ラリーチャレンジ2016 チャレンジカップ 西シリーズ 年間スケジュール

ラウンド	日程	場所	距離
南丹 ※1	4 月 3 日 (日)	京都府内	約80km
徳島 ※2	5 月 29 日 (日)	徳島県内	約40km
安芸高田 ※3	6 月 26 日 (日)	広島県内	約50km
佐賀吉野ヶ里 ※4	7 月 10 日 (日)	佐賀県内	約140km
丹後半島 ※5	8 月 28 日 (日)	京都府内	約110km

※1 2016年JMRC近畿SSラリーシリーズ第1戦に、TOYOTA GAZOO Racing ラリーチャレンジクラスを併設する。
 ※2 2016年JAF中四国ラリー選手権第1戦、2016年JMRC中国・四国ラリーシリーズ第1戦、西日本グラベルラリーツアー2016第1戦に、TOYOTA GAZOO Racing ラリーチャレンジクラスを併設する。
 ※3 2016年JAF中四国ラリー選手権第2戦、2016年JMRC中国・四国ラリーシリーズ第2戦、「2016ラリーin安芸高田」に、TOYOTA GAZOO Racing ラリーチャレンジクラスを併設する。
 ※4 2016年JAF九州ラリー選手権第4戦、2016年JMRC九州ラリーチャンピオンシリーズ第4戦、「第28回FMSCマウンテンラリー2016」に、TOYOTA GAZOO Racing ラリーチャレンジクラスを併設する。
 ※5 2016年JAF中部・近畿ラリー選手権第5戦、2016年JMRC中部・近畿ラリーシリーズ第2戦、第52回大阪電通大チャリティーラリー「丹後半島ラリー2016」に、TOYOTA GAZOO Racing ラリーチャレンジクラスを併設する。

TOYOTA GAZOO Racing ラリーチャレンジ2016 特別戦

ラウンド	日程	場所	距離
新城 ※1	11 月 6 日 (日)	愛知県内	約100km

第2条 競技種目・格式

ラリー競技開催規定の付則「スペシャルステージラリー開催規定」に従ったスペシャルステージラリー、および、第1類・第1種アペレージラリー、第2種アペレージラリー(タイムトライアル区間を含む)と第2類ツーリング集会(JAF国内競技規則)2-14(2)による「JAF公認第2類ラリー(ツーリング集会)を併催。準国内格式

第3条 オーガナイザー

TOYOTA GAZOO Racing ラリーチャレンジ2016 オリジナルシリーズ

オーガナイザー

ラウンド	オーガナイザー名称	所在地	代表者
木曾	フレンドラリークラブ(FRC)	長野県伊那市那部8268-93	須山 賢二
高岡	エースナビゲーター&ドライバーズ(AND)	富山県南砺市梅ヶ島250	野村 公成
福島	チーム・プロクルーズ(T-PROCREWS)	埼玉県比企郡嵐山町鎌形1607-7	橋山 信吾
恐竜 勝山	チーム・プロクルーズ(T-PROCREWS)	埼玉県比企郡嵐山町鎌形1607-7	橋山 信吾

TOYOTA GAZOO Racing ラリーチャレンジ2016 チャレンジカップ 東シリーズ

オーガナイザー

ラウンド	オーガナイザー名称	所在地	代表者
千歳	AG. メンバーズスポーツクラブ(AG. MSC北海道)	北海道札幌市白石区本通18丁目北3-88	田畑 邦博
陸別	ラリーチーム・カンサー(R. T. C.)	北海道帯広市西17条北1丁目37-20	西川 雅敏
弘前	コルトモーターズスポーツクラブ青森(CMSC青森)	青森県弘前市大字賀田1-15-2	鶴ヶ谷 慶市
渋川	チーム アルパイン群馬(TAG)	群馬県前橋市荒牧町1-36-12	坂木 裕之
豊浦	アーク・オートクラブ・オブ・スポーツ(Team ARK)	北海道札幌市東区北28条東5丁目3-18 (株)竹道 内	竹道 雄康
浅虫	スポーツカークラブベルナル青森(SCCB青森)	青森県黒石市追子野木3丁目313-20	溝部 幸夫

TOYOTA GAZOO Racing ラリーチャレンジ2016 チャレンジカップ 西シリーズ

オーガナイザー

ラウンド	オーガナイザー名称	所在地	代表者
南丹	チーム サンダース	大阪府寝屋川市小路南町10-8	上村 賢司
	チーム フェリアス	京都府京都市北区西加茂北今原町30-5	小牧 靖昌
徳島	ラリークラブつるぎ(RC. TSURUGI)	徳島県三好市三野町太刀野5-22	中岡 和好
安芸高田	ラリークラブ広島(R. C. H)	広島県安芸郡海田町南大正町5-19-905	松井 繁往
佐賀吉野ヶ里	福岡モーターズスポーツクラブ(FMSC)	福岡県福岡市南区老司2丁目6-36-3	星野 元
丹後半島	大阪電気通信大学体育会自動車部(OECU-AC)	大阪府堺市中区堀上町31-6	梅津 祐実

TOYOTA GAZOO Racing ラリーチャレンジ2016 特別戦**オーガナイザー**

ラウンド	オーガナイザー名称	所在地	代表者
新城	モンテカルロオートスポーツクラブ(MASC)	愛知県愛知郡長久手町岩作琵琶ヶ池20-1	勝田 照夫

第4条 参加台数・参加申込期間

75台とする。参加台数を超えた場合は、申込順を考慮して選考を行う。

TOYOTA GAZOO Racing ラリーチャレンジ2016 オリジナルシリーズ**参加台数・参加申込期間**

ラウンド	参加台数	申込期間				
木曾	75台	3	月	14	日(火)	～ 4月13日(水)
高岡	75台	5	月	10	日(火)	～ 6月8日(水)
福島	75台	7	月	12	日(火)	～ 8月10日(水)
恐竜 勝山	75台	9	月	6	日(火)	～ 10月5日(水)

TOYOTA GAZOO Racing ラリーチャレンジ2016 チャレンジカップ 東シリーズ**参加台数・参加申込期間**

ラウンド	参加台数	申込期間				
千歳	75台	1	月	25	日(月)	～ 2月15日(月)
陸別	75台	5	月	23	日(月)	～ 5月31日(火)
弘前	75台	6	月	1	日(月)	～ 7月3日(月)
				3		
洪川	75台	7	月	1	日(金)	～ 7月15日(金)
豊浦	75台	8	月	9	日(月)	～ 8月20日(土)
浅虫	75台	8	月	7	日(日)	～ 9月4日(日)

※ 参加台数は地区大会との合計

TOYOTA GAZOO Racing ラリーチャレンジ2016 チャレンジカップ 西シリーズ**参加台数・参加申込期間**

ラウンド	参加台数	申込期間				
南丹	75台	3	月	1	日(火)	～ 3月18日(金)
徳島	75台	4	月	15	日(金)	～ 5月13日(金)
安芸高田	75台	5	月	24	日(火)	～ 6月13日(月)
吉野ヶ里	75台	6	月	13	日(月)	～ 7月1日(金)
丹後半島	75台	7	月	25	日(月)	～ 8月10日(水)

※ 参加台数は地区大会との合計

TOYOTA GAZOO Racing ラリーチャレンジ2016 特別戦**参加台数・参加申込期間**

ラウンド	参加台数	申込期間				
新城	75台	9	月	27	日(火)	～ 10月22日(土)

第5条 競技スケジュール

原則1DAYとし、詳細は特別規則書に明記する。

第6条 大会役員

各地区大会特別規則書に明記する。

第7条 競技役員

各地区大会特別規則書に明記する。

第8条 公式通知

本規則書および各地区大会特別規則書に記載されていない競技運営に関する規則および指示は、公式通知によって指示される。

第9条 参加申込・参加料および保険

9.1) TOYOTA GAZOO Racing ラリーチャレンジ2016 参加費

TOYOTA GAZOO Racing ラリーチャレンジ2016の参加費は以下の通りとする。
価格の変更を行う場合は、予め別途公示する。

TOYOTA GAZOO Racing ラリーチャレンジ2016 参加費
一般:37,800円(消費税8%込)
学生:32,400円(消費税8%込)

※参加者分の昼食付き。施設入場料、有料道路通行料は含まれない。

※学生クルー(2名共、専門学校生を含む)は申込時に学生証コピーを添付する事。

9.2) 参加費のキャッシュバック

一定の基準を満たす遠方からの参加者に対しては本条に定める参加費のキャッシュバックを行う。
金額および返金申請に関しては付則1の通り定める。

9.2-1) 参加費のキャッシュバック対象基準および返金金額(付則1)

参加者の居住地域から各大会HQまでの距離により2段階に参加費のキャッシュバック金額を定める。ここでの参加者は、原則としてクルーのうちドライバーとし、当該クルーの居住地を基準始点とする。

なお、距離の算出にあたっては付則1の基準に則ったものとする。

ただし、居住地と開催地域が同じ都道府県の場合、この申請を認めないものとする。

居住地からHQまでの距離	キャッシュバック金額	該当基準表記
400km以上かつ700km未満	15,000円	A
700km以上	30,000円	B

	居住地				居住地				居住地				居住地									
	地域区分	都道府県	開催地域	該当基準	地域区分	都道府県	開催地域	該当基準	地域区分	都道府県	開催地域	該当基準	地域区分	都道府県	開催地域	該当基準						
東日本	中部	新潟県	福井県	A	関東	茨城県	富山県 福井県 京都府	A	東北	青森県	福井県	A	北海道		青森県	A						
		富山県				岩手県				宮城県					秋田県		山形県	福島県				
		石川県				群馬県				千葉県					東京都		神奈川県	青森県	長野県	福井県	を除く	
		福井県				埼玉県				東京都					神奈川県		青森県	長野県	福井県	を除く		
		長野県																				
		静岡県																				
		愛知県																				
西日本	九州 ・ 沖縄	福岡県	京都府 徳島県	A	四国	高知県	長野県 富山県 福井県	A	中国	鳥取県	福井県 富山県	A	近畿	京都府 大阪府 兵庫県 滋賀県 奈良県 和歌山県 三重県	群馬県	A						
		大分県				香川県				岡山県					広島県		山口県	北海道	青森県	福島県	群馬県	長野県
		佐賀県				徳島県				愛媛県					北海道		青森県	福島県	群馬県	長野県	を除く	
		熊本県				徳島県				愛媛県					北海道		青森県	福島県	群馬県	長野県	を除く	
		宮崎県																				
		鹿児島県																				
		沖縄県																				

付則1 キャッシュバック基準距離表

9.2-2) 参加費のキャッシュバックの申請

参加者は各ラウンド終了後、電子メールにてTOYOTA GAZOO Racing ラリーチャレンジ事務局(以下、RC事務局)へ2週間以内に事後申請を行う。

申請者は当該ラウンドに参加したクルーに限られ、免許証のコピーなどの本人確認書類の提出を求められる。

9.3) TOYOTA GAZOO Racing ラリーチャレンジ2016 参加申し込み先および方法

参加する場合、大会によって下記いずれかの方法によって参加申込を行う。

9.3-1) TOYOTA GAZOO Racing ラリーチャレンジ2016 オリジナルシリーズ

- (1)下記いずれかの方法で特別規則書・参加申込書／車両申告書を入力
 - ①TOYOTA GAZOO Racing ラリーチャレンジ(以下、RC)公式HPよりPDFダウンロード
 - ②RC事務局に請求
- (2)手書きもしくは入力が必要事項を記入の上、期間内に下記の方法で参加申込書／車両申告書および、初参加の際はシリーズ・エントリー申請書を添付のうえRC事務局へ送付。
 - ①RC事務局へメールにて送信
 - ②仮エントリー受付メールに記載されている口座へ約3日間以内に参加費を振込
※振込が無い場合はキャンセルとなります。
- (3)事務局より大会開催約1週間前までに参加受理書を送付

<申込書請求先・申込先> TOYOTA GAZOO Racing ラリーチャレンジ事務局
(株式会社プロクルーズ内)
〒355-0225 埼玉県比企郡嵐山町鎌形1607-7
TEL:0493-61-1185 FAX:0493-61-1186
URL:<http://gazooring.com/raceraally/trdrally/>

9.3-2) TOYOTA GAZOO Racing ラリーチャレンジ2016 チャレンジカップ(東シリーズ・西シリーズ) 各地区大会に準じる。

9.4) 保険の加入

参加する場合、本競技において有効な任意保険または共済等の加入を義務付ける。
加入を希望する場合、大会によって下記いずれかの方法により問い合わせのうえ加入をすること。

9.4-1) TOYOTA GAZOO Racing ラリーチャレンジ2016 オリジナルシリーズ

- ①ラリーに有効な任意保険に加入済の参加希望者
 - ・参加申込の際に保険証書または、領収証のコピーを同封すること。
- ②ラリーに有効な任意保険に未加入の参加者
 - [RC事務局案内の保険を希望する参加者]
 - ・参加申込前にRC事務局まで保険費用について
問い合わせを行い、保険費用を確認すること。
なお、保険費用の確認については各Rd. 申込締切日の1週間前までに行う事。
 - [JMRCラリー共済を希望する参加者]
 - ・使用の可否を事前にRC事務局まで問い合わせる事。

9.4-2) TOYOTA GAZOO Racing ラリーチャレンジ2016 チャレンジカップ(東シリーズ・西シリーズ)

- ①ラリーに有効な任意保険に加入済の参加希望者
 - ・各地区大会に準じる。
- ②ラリーに有効な任意保険に未加入の参加者
 - [JMRCラリー共済を希望する参加者]
 - ・TOYOTA GAZOO Racing ラリーチャレンジ2016 チャレンジカップについては、
各大会オーガナイザーまで問い合わせる事。
 - [RC事務局案内の保険を希望する参加者]
 - ・参加申込前にRC事務局(以下、RC事務局)まで保険費用について問い合わせを行い、
保険費用を確認すること。

第10条 参加・クラス／シリーズポイントの制限

本条の通り定める。

10.1) クルーの参加資格

- クルーは下記資格を有していなければならない。
- ・日本国内で有効な普通自動車以上の運転免許
コ・ドライバーとしてのみの参加であっても、当該車両に対して有効なものでなければならない。
 - ・2016年JAF国内競技運転者許可証B以上

10.2) クラス設定

下記の通りクラスを設定する。

クラス	対象車種・条件	車両規定 ※
C-0	アクア限定 (NHP10)	RF・AE
C-1	ヴィッツ1000cc限定 (SCP10)	RJ・RF
C-2	ヴィッツ1500cc限定 (NCP131/NCP91)	RJ・RPN・RF
C-3	トヨタ86限定 (ZN6)	RJ・RPN・RF
E-1	ヴィッツ1500cc限定 (NCP131/NCP91)	RJ・RPN・RF
E-2	トヨタ86限定 (ZN6)	RJ・RPN・RF
E-3	トヨタ車限定	RN・RJ・RPN・RF・AE・RB
OPEN	全自動車メーカー車両対象、気筒容積区分無し	RN・RJ・RPN・RF・AE・RB

※2016年JAF国内車両規則第2編

10.3) 参加・シリーズポイントの制限

ドライバーの過去の競技実績により参加・シリーズポイントの制限を行う場合がある。

ただし、当該年度初参加申込時に参加実績と共に、その旨を文章によってRC事務局に申請し、特別に認められた場合はその限りでは無い。なお、虚偽の申請があった場合、ポイントを剥奪するものとする。

なお、当該参加者が参加制限を受けるクラスにおいてコ・ドライバーとしてエントリーした場合、緊急時を除き、ドライバーとの交代を認めないものとする。

10.3-1) 過去の競技実績による参加の制限

下記に該当する者は、TOYOTA GAZOO Racing ラリーチャレンジ2016:C-1, C-2, C-3, E-1およびE-2への参戦を認めない。

海外イベント: 各国ASNおよびFIA公認競技において過去シリーズ6位以上入賞経験者

国内イベント: 下記記載の各カテゴリー全日本選手権シリーズ6位以上入賞経験者

(ラリーおよびスピード行事) 全日本ラリー選手権/全日本ダートトライアル選手権/全日本ジムカーナ選手権

(レース) FJ・SFJ・FIA-F4・F3・SF・S-GT・S耐久および左記以外に過去開催されたツーリングカーレース

10.3-2) C-2/C-3 参加制限

下記に該当する者は、TOYOTA GAZOO Racing ラリーチャレンジ2016:C-2およびC-3への参戦を認めない。

・TOYOTA GAZOO Racing ラリーチャレンジ2015:C-2およびC-3におけるシリーズ上位3位までの入賞者

10.3-3) OPEN シリーズポイントの制限

シリーズポイントは付与しないものとする。

第11条 TOYOTA GAZOO Racing ラリーチャレンジ 参加受理

11.1) 参加受理

参加する大会によって下記いずれかの方法によって参加の受理を通知する。

11.1-1) TOYOTA GAZOO Racing ラリーチャレンジ2016 オリジナルシリーズ

RC事務局において正式受理を決定し、参加者に参加受理書を電子メールで通知する。(開催日の約6日前までに配信)

電子メールの受け取りができない場合はRC事務局より郵送にて通知する。(開催日の約6日前までに発送)

1. 正式受理した参加者には、次の場合を除いて参加費を返還しない。
 - ・オーガナイザーが参加拒否したとき
 - ・本競技会が天変地異など不可抗力によって中止となった時
(この場合事務局手数料として1,000円を差引き返金する。)
2. オーガナイザーは、理由を明示すること無く参加を拒否することができる。
3. 申込締め切り前であれば、申込書類の内容は文書をもって変更できる。
4. 正式受理後のクルー(ドライバー、コ・ドライバー)の変更は認められない。
5. ただし、コ・ドライバーについては、理由を付した文章が提出され、競技会審査委員会が認めた場合はこの限りではない。
6. 車両については、参加者から理由を付した文章が提出され、競技会審査委員会が認めた場合は変更が認められるが、参加クラスの変更を伴う車両変更は認められない。

11.1-2) TOYOTA GAZOO Racing ラリーチャレンジ2016 チャレンジカップ(東シリーズ・西シリーズ)

各地区大会に準じる。

第12条 参加車両

全ての参加車両は道路運送車両の保安基準に適合した有効な自動車検査証を有する車両で、競技中においても常に保安基準に適合する状態かつ乗車定員分の座席を有し、一般公道で有効な任意保険に加入している車両でなければならない。

各クラスにおける参加車両は、本条1から10に記載された車両型式および条件に該当し、かつ第13条に定められた各クラスの車両規定に準じて製作されなければならない。ただし、RC事務局に申請し、特別に認められた場合はその限りでは無い。

12.1) C-0 (NHP10)

車両型式	DAA-NHP10-AHXXB	(AQUA X-URBAN)
	DAA-NHP10-AHXEB(B)	(AQUA G ブラックソフトラザーセレクション)
	DAA-NHP10-AHXEB	(AQUA G)
	DAA-NHP10-AHXNB	(AQUA S)
	DAA-NHP10-AHXCB	(AQUA L)

12.2) C-1 (SCP10)

車両型式	SCP10	(3ドア, ムーンルーフ無し)
------	-------	-----------------

12.3) C-2 (NCP131)

車両型式	DBA-NCP131-AHXVK	(Vitz RS 1500cc CVT)
	DBA-NCP131-AHMKV	(Vitz RS 1500cc 5MT)
	DBA-NCP131-VPNTMV	(Vitz RS Racing)

12.4) C-2 (NCP91)

車両型式	DBA-NCP91-AHXVK	(Vitz RS 1500cc CVT)
	DBA-NCP91-AHMKV	(Vitz RS 1500cc 5MT)
	DBA-NCP91-VPMKMV	(Vitz RS Racing)
	DBA-NCP91-VWMJXV ※	(Vitz "TRD SPORT M" CVT)
	DBA-NCP91-VWMJMV ※	(Vitz "TRD SPORT M" 5MT)

※エキゾーストマニホールドを純正に戻さなければならない。

12.5) C-3 (ZN6)

車両型式	DBA-ZN6	(86)
	DBA-ZN6-VPNT8	(86Racing)

12.6) E-1 (NCP131)

12.3:C-2(NCP131)に準じる。

12.7) E-1 (NCP91)

12.4:C-2(NCP91)に準じる。

12.8) E-2 (ZN6)

12.5:C-3(ZN6)に準じる。

12.9) E-3

トヨタ車限定とし、気筒容積区分無し。

12.10) OPEN

全自動車メーカーの車両を対象とし、気筒容積区分無し

第13条 車両規定

13.1) C-0(NHP10) 車両規定

13.1-1) 定義

2016年のJAF国内競技車両規則第2編に従ったRF・AE車両で、第12条、1に記載された車両限定とし、本項以下全ての規定を満たすこと。

ただし、2016年のJAF国内競技車両規則第2編に従ったAE車両として製作された車両は、本条1-3-1-4、1-3-1-7、1-3-1-19、1-3-2-2および1-3-2-6についての変更は明確に禁止される。

13.1-1-1) 指定部品

RCで使用が義務付けられた部品。指定部品以外の使用は、純正部品も含み認められない。これらは車両規定および公式通知に記載されている場合を除き、一切の加工(修正加工を含む)・調整・改造は認められない。

13.1-1-2) 認定部品

RCで使用が認められた部品。認定部品以外に純正部品の使用も認められる。これらは車両規定および公式通知に記載されている場合を除き、一切の加工(修正加工を含む)・調整・改造は認められない。ただし、事前にRC事務局に申告を行い、承認を受けた場合は当該部品の代替品の使用を認める場合がある。

13.1-2) 安全規定

13.1-2-1) ロールケージ

下記を装着すること。

乗員保護のため頭部等に接触する恐れのあるロールケージの部位は、緩衝材で覆わなくてはならない。

JAF国内車両規則ラリー車両規定(RF・AE車両)に合致したもの

※乗車定員変更を伴うロールケージの装着は認められない。

13.1-2-2) 安全ベルト

運転席および助手席に対し、ワンタッチ式フルハーネスタイプで4点式以上の安全ベルトの装着が義務づけられる。2016年JAF国内競技車両規則第2編第2章第2条および第4編付則「ラリー競技およびスピード行事競技における安全ベルトに関する指導要綱」に従うこと。なお、乗車定員分の純正シートベルトは取り外してはならない。

13.1-2-3) 頭部および頸部の保護装置(FHRシステム)

頭部および頸部の保護装置の装着を強く推奨する。なお、装着する場合は、2016年FIA国際モータースポーツ競技規則付則L項に従うこと。

13.1-2-4) ヘルメットおよびレーシングスーツ

乗員分のヘルメットおよびレーシングスーツを装備することが義務づけられる。2016年JAF国内競技車両規則第4編付則「ラリー競技に参加するクルーの装備品に関する付則」に従うこと。

13.1-2-5) 消火装置

消火装置の装着が義務づけられる。2016年JAF国内競技車両規則第2編第2章第3条に従うこと。

13.1-2-6) その他の安全装備

下記の搭載備品が義務づけられる。

- | | | |
|------------|---------|-----------------------|
| ・三角停止板(2枚) | ・非常用信号灯 | ・赤色灯 |
| ・牽引ロープ | ・救急薬品 | ・OK/SOSボード(A3サイズ, 2枚) |

13.1-2-7) 障害者用操作装置

障害者用操作装置を装着することが出来る。ただし、健常者は使用しないこと。

13.1-3) 改造規定

参加車両は、2016年JAF国内競技車両規則第2編に従ったRF・AE車両とし、次の各項に従ったものでなければならない。当規定で定められていない項目は全て当初のままで、加工、変更および改造は一切許されない。さらに、当規定に定められていない性能の向上を目的としていると判断される部品の装着は、その効果の有無を問わず一切許されない。

13.1-3-1) 電気モーター、エンジンおよび補機

13.1-3-1-1) 電気モーター、エンジン本体

国内で販売されているNHP10用純正部品に限り使用が許される。純正部品への旋盤加工、溶接、研磨などの機械加工や熱処理(コーティング含む)は許されない。

13. 1-3-1-2) ピストン

純正スタンダードサイズピストンに限り使用が許される。

13. 1-3-1-3) エンジンマウント

電気モーター、エンジンおよびミッションの取り付けマウントのラバー部材は同一材質で形状・硬度を変更することは自由。

13. 1-3-1-4) ラジエター

本体の追加、加工および変更等の改造は許されない。また、導風板やダクトの取り付けも許されない。
ただし、ラジエターキャップは変更が許される。

13. 1-3-1-5) ラジエターファン

加工、変更および取外しは許されない。

13. 1-3-1-6) ラジエター配管

リザーバータンクの加工、変更等の改造は許されない。また、ホース類の変更も許されない。
ただし、水温計測を目的とした温度センサー取り付けのための最小限の加工は許される。

13. 1-3-1-7) サーモスタット

変更は自由。ただし、取り付け部の加工は許されない。

13. 1-3-1-8) オイルクーラー

装着は許されない。

13. 1-3-1-9) オイルポンプ

一切の変更および改造は許されない。

13. 1-3-1-10) オイルフィルター

変更は自由。ただし当初の方式を維持し取り付け箇所の変更は許されない。

13. 1-3-1-11) オイルパン

加工、変更等の改造は許されない。
ただし、油温の計測を目的とした油温センサー取り付けのための最小限の加工は許される。

13. 1-3-1-12) バッテリー

搭載位置を含み一切の変更は許されない。サイズは「B20R」〈容量は自由〉に限る。ボディアース配線の変更は許されない。

13. 1-3-1-13) オルタネーター

一切の変更および改造は許されない。

13. 1-3-1-14) E. C. U.

追加および加工・変更等の改造は許されない。

13. 1-3-1-15) 点火系統

点火プラグの変更に限り許される。

13. 1-3-1-16) セルモーター

一切の変更および改造は許されない。

13. 1-3-1-17) 吸気・排気マニホールド

一切の変更は許されない。また、排気マニホールドへ防熱措置(バンテージ等の装置)を施すことも不可とする。

13. 1-3-1-18) エアクリーナー

エレメントの変更のみ自由。

13. 1-3-1-19) マフラーおよび排気管

メインマフラーに限りRC認定部品への変更が許される。

品番: MS153-52010 (ハイレスポンスマフラーVer. S, ~12.08)

MS153-52011 (ハイレスポンスマフラーVer. S, 12.08~)

MS153-52013 (ハイレスポンスマフラーVer. S, 12.08~)

13. 1-3-1-20) 排出ガス

暖機運転後アイドルリング状態において、CO:1%、HC:300ppmを超えないこと。

13. 1-3-2) シャシー

13. 1-3-2-1) 全長および全幅

変更は許されない。

13. 1-3-2-2) ブッシュ類

マウントのラバー部材は同一材質で形状・硬度を変更することは自由。

13. 1-3-2-3) スプリング

RC認定部品への変更が許される。

品番: MS250-52010 (コイルスプリングセット)

48131-HP120 (フロントコイルスプリング)

48231-HP120 (リアコイルスプリング)

13. 1-3-2-4) ギヤボックス

一切の変更および改造は許されない。

13. 1-3-2-5) ディファレンシャル

一切の変更および改造は許されない。

13. 1-3-2-6) 制動装置

ブレーキホースの変更は自由。ただし、ボルトオンにて装着が可能であること。

ブレーキパッドについては、パッドとベースプレートの接触面積が増加しない事を条件に変更が許される。

それ以外の部品の変更、取り付け、取り外しは許されない。ABSの作動停止を目的とした改造は許されない。

13. 1-3-2-7) 操作装置

使用性・操作性向上を目的としたペダルパッドの変更は認められる。

13. 1-3-2-8) ショックアブソーバー

RC認定部品への変更が許される。

品番: MS260-52009 (ショックアブソーバーセット)

48510-HP120 (フロントショックアブソーバーRH)

48520-HP120 (フロントショックアブソーバーLH)

48530-HP120 (リアショックアブソーバー)

13. 1-3-2-9) フロントスタビライザー

変更は許されない。

13. 1-3-2-10) アッパータワーバー

装着は許されない。

13. 1-3-2-11) ロワブレース

装着は許されない。

13. 1-3-2-12) タイヤ・ホイール

下記要件を満たさなければならない。

タイヤ	
1.	下記の条件を満たしたもののみ使用を認める。 公道走行が認められている一般市販ラリータイヤ [サイズ:185/60R15]
2.	競技中に使用できるタイヤ本数は、特別規則書に記載する。
3.	溝は常に1.6mm以上でスリップサインが出ていないこと。
4.	本体およびトレッド面への加工・ウォームアップ・クールダウン・溶剤塗布等の一切は認められない。
ホイール	
1.	材質はスチール製またはJWLマークのある軽合金製とする。
2.	部分的であっても複合素材から成るホイールの使用は禁止する。
3.	リム幅は5J(JJ), 5.5J(JJ), 6J(JJ), 6.5J(JJ)のみ許され、 フロントおよびリヤは同サイズ(インセット含まず)とする。
4.	インセットは自由。
5.	ナットの材質および形状の変更が許されるが、ホイールスペーサーの使用は認められない。
6.	ホイールに間隔保持のための部材を溶接することは、ホイールスペーサーの使用とみなす。 また、アクスルハブに間隔保持のための部材を取り付けることは、その取り付け方法の如何に関わらず、 ホイールスペーサーの使用とみなす。
共通	
1.	タイヤ・ホイールはいかなる場合も他の部分と接触しないこと。
2.	タイヤ・ホイールは車軸中心より前方30°、後方50°の範囲内でフェンダー等より突出していないこと。
3.	参加車両には、1本または2本のスベアを搭載しなければならない。また、スベアは確実に固定されていること。

13. 1-3-3) 車体

13. 1-3-3-1) アクセサリー等の自動車部品

当規定で許されているもの、美観または居住性向上等を目的としたアクセサリーは、車両の性能向上および特性に影響を与えない場合に限り、装着および変更が許される。ただし、競技に不必要と判断され、容易に取り外しができるものは、競技時には取り外さなくてはならない。特にダッシュボード上に装着する部品は、助手席エアバッグの展開の妨げにならないこと。

13. 1-3-3-2) 自動車登録番号標(車両番号標)

移設することは許されない。

13. 1-3-3-3) 空力装置(エアロパーツ)

純正部品、純正オプション部品およびTRD部品に限り装着が許される。

13. 1-3-3-4) ボンネットおよびトランク

変更および加工は許されない。
ただし、13. 1-3-3-6を適用する場合、最小限の加工は許される。

13. 1-3-3-5) バンパー

変更および加工は許されない。
ただし、13. 1-3-3-6を適用する場合、最小限の加工は許される。

13. 1-3-3-6) 前部霧灯

装着する際は、2016年JAF国内競技車両規則第2編に従うこと。

13. 1-3-3-7) サイドおよびリヤガラス

塗装および色付きフィルムの貼り付け、視界の妨げとなるステッカーの貼り付けは許されない。

13. 1-3-3-8) ミラー

室内ミラーの変更は許されない。ただし、室外ミラーは純正部品および純正オプション部品に限り使用が許される。

13. 1-3-3-9) マッドフラップ

装着は許される。ただし、装着のための車両側への最小限の加工は許される。

13.1-3-3-10) アンダーガード

装着は許される。ただし、空力効果を生じさせるものであってはならない。
また、上記品番部品以外を装着する場合、下記の条件を満たすものを推奨する。

①材質はジュラルミン製またはアルミ製であること

②板厚は3mm以上であること

なお、エンジンアンダーガードは、前部ホイール軸の前方においてのみ、前部バンパー下部の全幅に相当する幅まで伸縮させることができる。これらは、最小限の加工により取り付けられること。

13.1-3-3-11) ヒーター・エアコン

ヒーター(デフロスタ)およびエアコンの取り外しは許されない。また、正常に機能しなくてはならない。

13.1-3-3-12) ラジオ類

取り外しが許される。なお、ラジオを取り外した場合、簡易的でない方法で蓋をすること。

13.1-3-3-13) 補助メーター(計器類)

電気式メーターに限り追加装着することが許される。ただし、標準装着されているメーター類は当初の機能を保持しなくてはならない。取り付けについては、乗員の保護を十分に考慮した取り付け位置、取り付け方法であること。特に助手席側にトリップメーター等を追加する際は、突起物となったり、エアバッグ展開の妨げにならないこと。

13.1-3-3-14) 座席

変更する場合は、2016年JAF国内競技車両規則第2編における各車両用改造規定を満たすこと。

13.1-3-3-15) 変速レバーおよびシフトノブ

変更する場合は、2016年JAF国内競技車両規則第2編における各車両用改造規定を満たすこと。

13.1-3-3-16) フットレスト・ニーレスト

運転席、助手席共に装着が許される。

13.1-3-3-17) ヒールプレート

運転席、助手席共に装着が許される。

13.1-3-3-18) ステアリング

純正オプション品に限り変更が許される。ただし、純正装置以外を使用した位置の調整は許されない。

13.1-3-3-19) 防音材

室内およびエンジンルーム内にある防音材の取り外しは、車体に改造を行わない方法でのみ許される。

13.1-3-3-20) 内装

すべての部品は削除することは許されない。ただし、下記に記載されたものを除く。

1. フロアマット／カーペット

2. ロールケージ装着にともなう、最小限の内装切除

※エアバッグおよびリヤショックアブソーバー上部等に装着されているカバーの削除は許されない。

13.1-3-3-21) 車体補強

あて板など材料を用いた補強は禁止される。

13.2) C-1(SCP10) 車両規定

13.2-1) 定義

2016年JAF国内競技車両規則第2編に従ったRJ・RF車両で、第12条、2に記載された車両限定とし、本項以下全ての規定を満たすこと。

13.2-1-1) 指定部品

RCで使用が義務付けられた部品。指定部品以外の使用は、純正部品も含み認められない。これらは車両規定および公式通知に記載されている場合を除き、一切の加工(修正加工を含む)・調整・改造は認められない。

13.2-1-2) 認定部品

RCで使用が認められた部品。認定部品以外に純正部品の使用も認められる。これらは車両規定および公式通知に記載されている場合を除き、一切の加工(修正加工を含む)・調整・改造は認められない。ただし、事前にRC事務局に申告を行い、承認を受けた場合は当該部品の代替品の使用を認める場合がある。

13.2-2) 安全規定

13.2-2-1) ロールケージ

下記①または②のどちらかを装着すること。
乗員保護のため頭部等に接触する恐れのあるロールケージの部位は、緩衝材で覆わなくてはならない。

①RC指定部品ロールケージ(ドアバー装着)

品番: 66510-NP100 (2名乗車タイプ)

66510-NP110 (5名乗車タイプ)

②JAF国内車両規則ラリー車両規定(RJ・RF車両)に合致したもの

※①②において2名乗車タイプを使用する場合は各陸運支局等において乗車定員変更のための構造変更手続きを行うこと。

13.2-2-2) 安全ベルト

運転席および助手席に対し、ワンタッチ式フルハーネスタイプで4点式以上の安全ベルトの装着が義務づけられる。2016年JAF国内競技車両規則第2編第2章第2条および第4編付則「ラリー競技およびスピード行事競技における安全ベルトに関する指導要綱」に従うこと。
なお、乗車定員分の純正シートベルトは取り外してはならない。

13.2-2-3) 頭部および頸部の保護装置(FHRシステム)

頭部および頸部の保護装置の装着を強く推奨する。
なお、装着する場合は、2016年FIA国際モータースポーツ競技規則付則L項に従うこと。

13.2-2-4) ヘルメットおよびレーシングスーツ

乗員分のヘルメットおよびレーシングスーツを装備することが義務づけられる。
2016年JAF国内競技車両規則第4編付則「ラリー競技に参加するクルーの装備品に関する付則」に従うこと。

13.2-2-5) 消火装置

消火装置の装着が義務づけられる。2016年JAF国内競技車両規則第2編第2章第3条に従うこと。

13.2-2-6) その他の安全装備

下記の搭載備品が義務づけられる。

- | | | |
|------------|---------|-----------------------|
| ・三角停止板(2枚) | ・非常用信号灯 | ・赤色灯 |
| ・牽引ロープ | ・救急薬品 | ・OK/SOSボード(A3サイズ, 2枚) |

13.2-2-7) 障害者用操作装置

障害者用操作装置を装着することが出来る。ただし、健常者は使用しないこと。

13.2-3) 改造規定

参加車両は、2016年JAF国内競技車両規則第2編によるRJ・RF車両であること。また、次の各項に従ったものでなければならない。当規定で定められていない項目は全て当初のままで、加工、変更および改造は一切許されない。さらに、当規定に定められていない性能の向上を目的としていると判断される部品の装着は、その効果の有無を問わず一切許されない。国内で販売されている同一車両型式車種用の純正部品を使用することは許される(RC事務局で認めた部品を除き、輸出仕様車専用部品の使用は許されない)。また、同一型式車種にレス仕様がある場合、加工を行わない方法で同一の仕様にする場合は許される。ただし、ダイヤグシステム(故障診断システム)において異常と判断される状態であってはならない。

13.2-3-1) エンジンおよび補機

13.2-3-1-1) エンジン本体

国内で販売されているSCP10用純正部品に限り使用が許される。
純正部品への旋盤加工、溶接、研磨などの機械加工や熱処理(コーティング含む)は許されない。

13. 2-3-1-2) フライホイール

加工、変更は許されない。

13. 2-3-1-3) ピストン

純正スタンダードサイズピストンに限り使用が許される。

13. 2-3-1-4) エンジンマウント

純正部品およびRC認定部品への変更が許される。

品番:	12305-NP100	(エンジンマウントRH)
	12305-NP101	(エンジンマウントRH)
	12371-NP100	(エンジンマウントRR)
	12372-NP100	(エンジンマウントLH)

13. 2-3-1-5) ラジエター

本体の追加、加工および変更等の改造は許されない。また、導風板やダクトの取り付けも許されない。ただし、ラジエターキャップは変更が許される。

13. 2-3-1-6) ラジエターファン

加工、変更および取外しは許されない。

13. 2-3-1-7) ラジエター配管

リザーバータンクの加工、変更等の改造は許されない。また、ホース類の変更も許されない。ただし、水温計測を目的とした温度センサー取り付けのための最小限の加工は許される。

13. 2-3-1-8) サーモスタット

変更は自由。ただし、取り付け部の加工は許されない。

13. 2-3-1-9) オイルクーラー

装着は許されない。

13. 2-3-1-10) オイルポンプ

一切の変更および改造は許されない。

13. 2-3-1-11) オイルフィルター

変更は自由。ただし当初の方式を維持し取り付け箇所の変更は許されない。

13. 2-3-1-12) オイルパン

加工、変更等の改造は許されない。ただし、油温の計測を目的とした油温センサー取り付けのための最小限の加工は許される。

13. 2-3-1-13) バッテリー

搭載位置を含み一切の変更は許されない。サイズはB19R、B24R(容量は自由)に限る。ボディアース配線の変更は許されない。

13. 2-3-1-14) オルタネーター

一切の変更および改造は許されない。

13. 2-3-1-15) E. C. U.

追加および加工・変更等の改造は許されない。

13. 2-3-1-16) 点火系統

点火プラグの変更に限り許される。

13. 2-3-1-17) セルモーター

一切の変更および改造は許されない。

13. 2-3-1-18) 吸気・排気マニホールド

一切の変更は許されない。また、排気マニホールドへ防熱措置(バンテージ等の装置)を施すことも不可とする。

13. 2-3-1-19) エアクリーナー

エレメントの変更のみ自由。

13. 2-3-1-20) マフラーおよび排気管

メインマフラーに限りRC認定部品への変更が許される。

また、2002年1月以降の車両にそれ以前の排気系部品を装着する場合は、o2センサーのコネクターを交換することが許される。

品番: 17400-NP100 (ハイレスポンスマフラーVer. S)

13. 2-3-1-21) 排出ガス

暖機運転後アイドル状態において、CO:1%、HC:300ppmを超えないこと。

13. 2-3-2) シャシー

13. 2-3-2-1) 全長および全幅

変更は許されない。

13. 2-3-2-2) ブッシュ類

RC認定部品への変更が許される。

品番: 45517-NP100 (ステアリングラックグロメットLH, PS有り)

45517-NP110 (ステアリングラックグロメットLH, PS無し)

48609-NP101 (フロントアッパーサポート)

48654-NP100 (フロントロワーアームブッシュ, ~03, 05)

48654-NP110 (フロントロワーアームブッシュ, 03, 05~)

(48654-NP900)

48655-NP100 (フロントロワーアームブッシュNo. 2)

48750-NP100 (リヤアッパーサポートASSY)

48755-NP100 (リヤアッパーサポート)

48725-NP100 (リヤサスペンションアームブッシュ)

48726-NP100 (リヤサスペンションアームシート)

48815-NP100 (フロントスタビライザーブッシュ)

48817-NP100 (フロントスタビライザークッション)

13. 2-3-2-3) スプリング

RC認定部品への変更が許される。スプリングインシュレーターの取り外しおよび変更は許されない。

品番: 48131-NP120 (フロントコイルスプリング)

48231-NP130 (リヤコイルスプリング)

13. 2-3-2-4) クラッチ

RC認定部品への変更が許される。

品番: 31210-NP100 (クラッチカバー)

31250-NP100 (スポーツフェーシングクラッチディスク)

31250-NP110 (メタルフェーシングクラッチディスク)

90947-NP100 (ダイレクトクラッチライン, 99. 08~)

13. 2-3-2-5) ギヤボックス

一切の変更および改造は許されない。

13. 2-3-2-6) ディファレンシャル

変速比(ファイナルギヤを含む)は一切の変更および改造は許されない。

量産ハウジングを改造することなく装着出来る機械式LSDの装着は認められる。

13. 2-3-2-7) 制動装置

ブレーキホースの変更は自由。ただし、ボルトオンにて装着が可能であること。

ブレーキパッド(ライニング)については、パッドとベースプレートの接触面積が増加しない事を条件に変更が許される。

それ以外の部品の変更、取り付け、取り外しは許されない。ABSの作動停止を目的とした改造は許されない。

13. 2-3-2-8) 操作装置

使用性・操作性向上を目的としたペダルパッドの変更は認められる。

13. 2-3-2-9) ショックアブソーバー

RC認定部品への変更が許される。

品番: 48510-NP110 (フロントショックアブソーバー)

48531-NP110 (リヤショックアブソーバー)

13. 2-3-2-10) フロントスタビライザー

変更する事ができるが、取り付けはボルトオンによるものとし、車室内から調整可能であってはならない。また、取り外す事は許されない。

13. 2-3-2-11) リヤスタビライザー

同一車両型式に設定されているもの限り、アクスルビームASSYで変更することが許される。加工および取り外しは許されない。

13. 2-3-2-12) アッパータワーバー

アッパータワーバーフロントについてのみ、下記の部品または左右のサスペンションサポート取り付けナットを使用した取り付けを行うもの限り許される。

品番: 53607-NP101 (フロントタワーバー)

13. 2-3-2-13) ロワブレース

RC認定部品の取り付けに限り許される。

品番: 51503-NP100 (リヤサスペンションメンバーブレース)

13. 2-3-2-14) タイヤ・ホイール

下記要件を満たさなければならない。

タイヤ	
1.	下記の条件を満たしたもののみ使用を認める。 公道走行が認められている一般市販ラバータイヤ [サイズ:175/65R14]
2.	競技中に使用できるタイヤ本数は、特別規則書に記載する。
3.	溝は常に1.6mm以上でスリップサインが出ていないこと。
4.	本体およびトレッド面への加工・ウォームアップ・クールダウン・溶剤塗布等の一切は認められない。
ホイール	
1.	材質はスチール製またはJWLマークのある軽合金製とする。
2.	部分的であっても複合素材から成るホイールの使用は禁止する。
3.	リム幅は5J(JJ), 5.5J(JJ), 6J(JJ)のみ許され、フロントおよびリヤは同サイズ(インセット含まず)とする。
4.	インセットは自由。
5.	ナットの材質および形状の変更が許されるが、ホイールスペーサーの使用は認められない。
6.	ホイールに間隔保持のための部材を溶接することは、ホイールスペーサーの使用とみなす。 また、アクスルハブに間隔保持のための部材を取り付けることは、その取り付け方法の如何に関わらず、ホイールスペーサーの使用とみなす。
共通	
1.	タイヤ・ホイールはいかなる場合も他の部分と接触しないこと。
2.	タイヤ・ホイールは車軸中心より前方30°、後方50°の範囲内でフェンダー等より突出していないこと。
3.	参加車両には、1本または2本のスペアを搭載しなければならない。また、スペアは確実に固定されていること。

13. 2-3-3) 車体

13. 2-3-3-1) アクセサリー等の自動車部品

当規定で許されているもの、美観または居住性向上等を目的としたアクセサリーは、車両の性能向上および特性に影響を与えない場合に限り、装着および変更が許される。
ただし、競技に不必要と判断され、容易に取り外しができるものは、競技時には取り外さなくてはならない。
特にダッシュボード上に装着する部品は、助手席エアバッグの展開の妨げにならないこと。

13. 2-3-3-2) 自動車登録番号標(車両番号標)

移設することは許されない。

13. 2-3-3-3) 空力装置(エアロパーツ)

純正部品および純正オプション部品に限り装着が許される。

13. 2-3-3-4) フロントグリル

純正部品および純正オプション部品に限り使用が許される。

13. 2-3-3-5) ボンネットおよびトランク

変更および加工は許されない。
ただし、13. 2-3-3-7を適用する場合、最小限の加工は許される。

13. 2-3-3-6) バンパー

変更および加工は許されない。
ただし、13. 2-3-3-7を適用する場合、最小限の加工は許される。

13. 2-3-3-7) 前部霧灯

装着する際は、2016年JAF国内競技車両規則第2編に従うこと。

13. 2-3-3-8) サイドおよびリアガラス

塗装および色付きフィルムの貼り付け、視界の妨げとなるステッカーの貼り付けは許されない。

13. 2-3-3-9) ミラー

室内ミラーの変更は許されない。室外ミラーは純正部品および純正オプション部品に限り使用が許される。

13. 2-3-3-10) マッドフラップ

装着は許される。装着のための車両側への最小限の加工、リア側のインナーフェンダーの取り外しは許される。

13. 2-3-3-11) アンダーガード

装着は許される。ただし、空力効果を生じさせるものであってはならない。

また、上記品番部品以外を装着する場合、下記の条件を満たすものを推奨する。

①材質はジュラルミン製またはアルミ製であること

②板厚は3mm以上であること

なお、エンジンアンダーガードは、前部ホイール軸の前方においてのみ、前部バンパー下部の全幅に相当する幅まで伸縮させることができる。これらは、最小限の加工により取り付けられること。

13. 2-3-3-12) ヒーター・エアコン

ヒーター(デフロスタ)およびエアコンの取り外しは許されない。また、正常に機能しなくてはならない。

13. 2-3-3-13) ラジオ類

取り外しが許される。なお、ラジオを取り外した場合、簡易的でない方法で蓋をすること。

13. 2-3-3-14) 補助メーター(計器類)

電気式メーターに限り追加装着することが許される。ただし標準装着されているメーター類は当初の機能を保持しなくてはならない。取り付けについては、乗員の保護を十分に考慮した取り付け位置、取り付け方法であること。特に助手席側にトリップメーター等を追加する際は、突起物となったり、エアバッグ展開の妨げにならないこと。

13. 2-3-3-15) 座席

変更する場合は、2016年JAF国内競技車両規則第2編における各車両用改造規定を満たすこと。

13. 2-3-3-16) 変速レバーおよびシフトノブ

変更する場合は、2016年JAF国内競技車両規則第2編における各車両用改造規定を満たすこと。

13. 2-3-3-17) フットレスト・ニーレスト

運転席、助手席共に装着が許される。

13. 2-3-3-18) ヒールプレート

運転席、助手席共に装着が許される。

13. 2-3-3-19) ステアリング

純正オプション品またはRC認定部品に限り変更が許される。

品番: 45100-SP060 (SRSエアバッグスポーツステアリングホイール)

純正装置以外を使用した位置の調整は許されない。

13. 2-3-3-20) 防音材

室内およびエンジンルーム内にある防音材の取り外しは、車体に改造を行わない方法でのみ許される。

13. 2-3-3-21) 内装

すべての部品は削除することは許されない。ただし、下記に記載されたものを除く。

1. フロアマット/カーペット

2. ロールケージ装着にともなう、最小限の内装切除

※エアバッグおよびリアショックアブソーバー上部等に装着されているカバーの削除は許されない。

13. 2-3-3-22) 車体補強

あて板など材料を用いた補強は禁止される。

13.3.1) C-2 (NCP131)車両規定

13.3.1-1) 定義

2016年JAF国内競技車両規則第2編に従ったRJ・RPN・RF車両で、第12条、3に記載された車両限定とし、本項以下全ての規定を満たすこと。

13.3.1-1-1) 指定部品

RCで使用が義務付けられた部品。指定部品以外の使用は、純正部品も含み認められない。これらは車両規定および公式通知に記載されている場合を除き、一切の加工(修正加工を含む)・調整・改造は認められない。

13.3.1-1-2) 認定部品

RCで使用が認められた部品。認定部品以外に純正部品の使用も認められる。これらは車両規定および公式通知に記載されている場合を除き、一切の加工(修正加工を含む)・調整・改造は認められない。ただし、事前にRC、事務局に申告を行い、承認を受けた場合は当該部品の代替品の使用を認める場合がある。

13.3.1-2) 安全規定

13.3.1-2-1) ロールケージ

下記①または②のどちらかを装着すること。
乗員保護のため頭部等に接触する恐れのあるロールケージの部位は、緩衝材で覆わなくてはならない。

- ① RC認定部品ロールケージ(5名乗車仕様:トヨタ Vitz RS Racing装着品)
品番: 66510-KP300 (ロールケージ)

※上記ロールケージはRF車両規定合致品になります。2名乗車に変更することは認められません。

- ②JAF国内車両規則ラリー車両規定(RJ・RPN・RF車両)に合致したもの

※2名乗車タイプを使用する場合は各陸運支局等において乗車定員変更のための構造変更手続きを行うこと。

13.3.1-2-2) 安全ベルト

運転席および助手席に対し、ワンタッチ式フルハーネスタイプで4点式以上の安全ベルトの装着が義務づけられる。2016年JAF国内競技車両規則第2編第2章第2条および第4編付則「ラリー競技およびスピード行事競技における安全ベルトに関する指導要綱」に従うこと。
なお、乗車定員分の純正シートベルトは取り外してはならない。

13.3.1-2-3) 頭部および頸部の保護装置(FHRシステム)

頭部および頸部の保護装置の装着を強く推奨する。
なお、装着する場合は、2016年FIA国際モータースポーツ競技規則付則L項に従うこと。

13.3.1-2-4) ヘルメットおよびレーシングスーツ

乗員分のヘルメットおよびレーシングスーツを装備することが義務づけられる。2016年JAF国内競技車両規則第4編付則「ラリー競技に参加するクルーの装備品に関する付則」に従うこと。

13.3.1-2-5) 消火装置

消火装置の装着が義務づけられる。2016年JAF国内競技車両規則第2編第2章第3条に従うこと。

13.3.1-2-6) その他の安全装備

下記の搭載備品が義務づけられる。

- | | | |
|------------|---------|-----------------------|
| ・三角停止板(2枚) | ・非常用信号灯 | ・赤色灯 |
| ・牽引ロープ | ・救急薬品 | ・OK/SOSボード(A3サイズ, 2枚) |

13.3.1-2-7) 障害者用操作装置

障害者用操作装置を装着することが出来る。ただし、健常者は使用しないこと。

13.3.1-3) 改造規定

参加車両は、2016年JAF国内競技車両規則第2編によるRJ・RPN・RF車両であること。

また、次の各項に従ったものでなければならない。

当規定で定められていない項目は全て当初のままで、加工、変更および改造は一切許されない。さらに、当規定に定められていない性能の向上を目的としていると判断される部品の装着は、その効果の有無を問わず一切許されない。国内で販売されている同一車両型式車種の純正部品(1500ccRS用のみ)を使用することは許される(RC事務局で認めた部品を除き、輸出仕様車専用部品の使用は許されない)。また、同一型式車種にレス仕様がある場合、加工を行わない方法で同一の仕様にする場合は許される。ただし、ダイアグシステム(故障診断システム)において異常と判断される状態であってはならない。

13.3.1-3-1) エンジンおよび補機

13.3.1-3-1-1) エンジン本体

国内で販売されているNCP131用純正部品に限り使用が許される。

純正部品への旋盤加工、溶接、研磨などの機械加工や熱処理(コーティング含む)は許されない。

(注意:TOYOTA GAZOO Racing Netz Cup Vitz Raceに使用しているトヨタ Vitz RS Racingの車両には、レースの規則でエンジン封印が施されていますが、TOYOTA GAZOO Racing ラリーチャレンジにおいては、封印の解除も可能です。ただし解除した場合は、レースへの参加が認められません。新たに封印済みエンジンの購入が必要です。)

13.3.1-3-1-2) フライホイール

加工、変更は許されない。

13.3.1-3-1-3) ピストン

純正スタンダードサイズピストンに限り使用が許される。

13.3.1-3-1-4) エンジンマウント

RC認定部品への変更が許される。

品番:	12305-NP900	(エンジンマウントRH)
	12372-KP300	(エンジンマウントLH)
	12363-NP900	(エンジンマウントRR)

13.3.1-3-1-5) ラジエター

本体の追加、加工および変更等の改造は許されない。また、導風板やダクトの取り付けも許されない。ただし、ラジエターキャップは変更が許される。

13.3.1-3-1-6) ラジエターファン

加工、変更および取外しは許されない。

13.3.1-3-1-7) ラジエター配管

リザーバタンクの加工、変更等の改造は許されない。

また、ホース類の変更も許されない。

ただし、水温計測を目的とした温度センサー取り付けのための最小限の加工は許される。

13.3.1-3-1-8) サーモスタット

変更は自由。ただし、取り付け部の加工は許されない。

13.3.1-3-1-9) オイルクーラー

装着は許されない。

13.3.1-3-1-10) オイルポンプ

一切の変更および改造は許されない。

13.3.1-3-1-11) オイルフィルター

変更は自由。ただし当初の方式を維持し取り付け箇所の変更は許されない。

13.3.1-3-1-12) オイルパン

加工、変更等の改造は許されない。

ただし、油温の計測を目的とした油温センサー取り付けのための最小限の加工は許される。

13.3.1-3-1-13) バッテリー

搭載位置を含み一切の変更は許されない。サイズは「B24L」(容量は自由)に限る。ボディアース配線の変更は許されない。

13.3.1-3-1-14) オルタネーター

一切の変更および改造は許されない。

13.3.1-3-1-15) E. C. U.

追加および加工・変更等の改造は許されない。

13.3.1-3-1-16) 点火系統

点火プラグの変更に限り許される。

13.3.1-3-1-17) セルモーター

一切の変更および改造は許されない。

13.3.1-3-1-18) 吸気・排気マニホールド

一切の変更は許されない。また、排気マニホールドへ防熱措置(バンテージ等の装置)を施すことも不可とする。

13.3.1-3-1-19) エアクリーナー

エレメントの変更のみ自由。

13.3.1-3-1-20) マフラーおよび排気管

メインマフラーに限りRC認定部品への変更が許される。

品番: MS153-52012 (ハイレスポンスマフラーVer. S)

13.3.1-3-1-21) 排出ガス

暖機運転後アイドリング状態において、CO:1%、HC:300ppmを超えないこと。

13.3.1-3-2) シャシー

13.3.1-3-2-1) 全長および全幅

変更は許されない。

13.3.1-3-2-2) ブッシュ類

RC認定部品への変更が許される。

品番: 48609-NP900 (フロントアッパーサポート)

48755-NP100 (リヤアッパーサポート)

48752-NP900 (リヤサスペンションサポートストッパー)

48654-NP900 (フロントロワーアームブッシュ)

13.3.1-3-2-3) スプリング

RC認定部品への変更が許される。スプリングインシュレーターの取り外しおよび変更は許されない。

品番: 48131-NP920 (フロントコイルスプリング)

48231-NP930 (リヤコイルスプリング)

13.3.1-3-2-4) クラッチ

RC認定部品への変更が許される。

品番: 31210-AE100 (クラッチカバー)

31250-AE963 (メタルフェーシングクラッチディスク)

31250-NP900 (スポーツフェーシングクラッチディスク)

13405-NP100 (ダイレクトクラッチライン)

13.3.1-3-2-5) ギヤボックス

一切の変更および改造は許されない。

13.3.1-3-2-6) ディファレンシャル

変速比(ファイナルギア含む)は一切の変更および改造は許されない。

量産ハウジングを改造することなく装着出来る機械式LSDの装着は認められる。

13.3.1-3-2-7) 制動装置

ブレーキホースの変更は自由。ただし、ボルトオンにて装着が可能であること。

ブレーキパッドについては、パッドとベースプレートの接触面積が増加しない事を条件に変更が許される。

それ以外の部品の変更、取り付け、取り外しは許されない。ABSの作動停止を目的とした改造は許されない。

13.3.1-3-2-8) 操作装置

使用性・操作性向上を目的としたペダルパッドの変更は認められる。

13.3.1-3-2-9) ショックアブソーバー

RC認定部品への変更が許される。

品番: 48510-NP920 (フロントショックアブソーバーRH)

48520-NP920 (フロントショックアブソーバーLH)

48530-NP920 (リヤショックアブソーバー)

13.3.1-3-2-10) フロントスタビライザー

変更は自由。ただし取り付けはボルトオンによるものとし、車室内から調整可能であってはならない。また、取り外す事は許されない。

13.3.1-3-2-11) アッパータワーバー

装着は許されない。

13.3.1-3-2-12) ロフブレース

装着は許されない。

13.3.1-3-2-13) タイヤ・ホイール

下記要件を満たさなければならない。

タイヤ	
1.	下記の条件を満たしたもののみ使用を認める。 公道走行が認められている一般市販ラリータイヤ [サイズ:185/60R15]
2.	競技中に使用できるタイヤ本数は、特別規則書に記載する。
3.	溝は常に1.6mm以上でスリップサインが出ていないこと。
4.	本体およびトレッド面への加工・ウォームアップ・クールダウン・溶剤塗布等の一切は認められない。
ホイール	
1.	材質はスチール製またはJWLマークのある軽合金製とする。
2.	部分的であっても複合素材から成るホイールの使用は禁止する。
3.	リム幅は5J(JJ), 5.5J(JJ), 6J(JJ), 6.5J(JJ)のみ許され、 フロントおよびリヤは同サイズ(インセット含まず)とする。
4.	インセットは自由。
5.	ナットの材質および形状の変更が許されるが、ホイールスペーサーの使用は認められない。
6.	ホイールに間隔保持のための部材を溶接することは、ホイールスペーサーの使用とみなす。 また、アクスルハブに間隔保持のための部材を取り付けることは、その取り付け方法の如何に関わらず、 ホイールスペーサーの使用とみなす。
共通	
1.	タイヤ・ホイールはいかなる場合も他の部分と接触しないこと。
2.	タイヤ・ホイールは車軸中心より前方30°、後方50°の範囲内でフェンダー等より突出していないこと。
3.	参加車両には、1本または2本のスベアを搭載しなければならない。また、スベアは確実に固定されていること。

13.3.1-3-3) 車体

13.3.1-3-3-1) アクセサリー等の自動車部品

当規定で許されているもの、美観または居住性向上等を目的としたアクセサリは、車両の性能向上および特性に影響を与えない場合に限り、装着および変更が許される。
ただし、競技に不必要と判断され、容易に取り外しができるものは、競技時には取り外さなくてはならない。
特にダッシュボード上に装着する部品は、助手席エアバッグの展開の妨げにならないこと。

13.3.1-3-3-2) 自動車登録番号標(車両番号標)

移設することは許されない。

13.3.1-3-3-3) 空力装置(エアロパーツ)

純正部品、純正オプション部品およびTRD部品に限り装着が許される。

13.3.1-3-3-4) ボンネットおよびトランク

変更および加工は許されない。
ただし、13.3.1-3-3-6を適用する場合、最小限の加工は許される。

13.3.1-3-3-5) バンパー

変更および加工は許されない。
ただし、13.3.1-3-3-6を適用する場合、最小限の加工は許される。

13.3.1-3-3-6) 前部霧灯

装着する際は、2016年JAF国内競技車両規則第2編に従うこと。

13.3.1-3-3-7) サイドおよびリヤガラス

塗装および色付きフィルムの貼り付け、視界の妨げとなるステッカーの貼り付けは許されない。

13.3.1-3-3-8) ミラー

室内ミラーの変更は許されない。室外ミラーは純正部品および純正オプション部品に限り使用が許される。

13.3.1-3-3-9) マッドフラップ

装着は許される。装着のための車両側への最小限の加工は許される。

13. 3. 1-3-3-10) アンダーガード

装着は許される。ただし、空力効果を生じさせるものであってはならない。

RC事務局では下記品番部品の装着を推奨する。

品番: 51430-NP900	(エンジンアンダーガード)
77266-NP900	(フュエルチューブプロテクタ)
77108-NP900	(フュエルタンクプロテクタ)

また、上記品番部品以外を装着する場合、下記の条件を満たすものを推奨する。

①材質はジュラルミン製またはアルミ製であること

②板厚は3mm以上であること

なお、エンジンアンダーガードは、前部ホイール軸の前方においてのみ、前部バンパー下部の全幅に相当する幅まで伸縮させることができる。これらは、最小限の加工により取り付けられること。

13. 3. 1-3-3-11) ヒーター・エアコン

ヒーター(デフロスタ)およびエアコンの取り外しは許されない。また、正常に機能しなくてはならない。

13. 3. 1-3-3-12) ラジオ類

取り外しが許される。なお、ラジオを取り外した場合、簡易的でない方法で蓋をすること。

13. 3. 1-3-3-13) 補助メーター(計器類)

電気式メーターに限り追加装着することが許される。ただし標準装着されているメーター類は当初の機能を保持しなくてはならない。取り付けについては、乗員の保護を十分に考慮した取り付け位置、取り付け方法であること。特に助手席側にトリップメーター等を追加する際は、突起物となったり、エアバッグ展開の妨げにならないこと。

13. 3. 1-3-3-14) 座席

変更する場合は、2016年JAF国内競技車両規則第2編における各車両改造規定を満たすこと。

13. 3. 1-3-3-15) 変速レバーおよびシフトノブ

変更する場合は、2016年JAF国内競技車両規則第2編における各車両改造規定を満たすこと。

13. 3. 1-3-3-16) フットレスト・ニーレスト

運転席、助手席共に装着が許される。

13. 3. 1-3-3-17) ヒールプレート

運転席、助手席共に装着が許される。

13. 3. 1-3-3-18) ステアリング

純正オプション品に限り変更が許される。また、純正装置以外を使用した位置の調整は許されない。

13. 3. 1-3-3-19) 防音材

室内およびエンジンルーム内にある防音材の取り外しは、車体に改造を行わない方法でのみ許される。

13. 3. 1-3-3-20) 内装

すべての部品は削除することは許されない。ただし、下記に記載されたものを除く。

1. フロアマット/カーペット
2. ロールケージ装着にともなう、最小限の内装切除

※エアバッグおよびリヤショックアブソーバー上部等に装着されているカバーの削除は許されない。

13. 3. 1-3-3-21) 車体補強

あて板など材料を用いた補強は禁止される。

13.3.2) C-2(NCP91) 車両規定

13.3.2-1) 定義

2016年JAF国内競技車両規則第2編に従ったRJ・RPN・RF車両で、第12条、4に記載された車両とし、本項以下全ての規定を満たすこと。

13.3.2-1-1) 指定部品

RCで使用が義務付けられた部品。指定部品以外の使用は、純正部品も含み認められない。これらは車両規定および公式通知に記載されている場合を除き、一切の加工(修正加工を含む)・調整・改造は認められない。

13.3.2-1-2) 認定部品

RCで使用が認められた部品。認定部品以外に純正部品の使用も認められる。これらは車両規定および公式通知に記載されている場合を除き、一切の加工(修正加工を含む)・調整・改造は認められない。ただし、事前にRC事務局に申告を行い、承認を受けた場合は当該部品の代替品の使用を認める場合がある。

13.3.2-2) 安全規定

13.3.2-2-1) ロールケージ

下記①または②のどちらかを装着すること。
乗員保護のため頭部等に接触する恐れのあるロールケージの部位は、緩衝材で覆わなくてはならない。

- ① RC認定部品ロールケージ(5名乗車仕様:トヨタ Vitz RS TRD Racing装着品)
品番: 66510-NP900 (ロールケージ)

※上記ロールケージはRF車両規定合致品になります。2名乗車に変更することは認められません。

- ②JAF国内車両規則ラリー車両規定(RJ・RPN・RF車両)に合致したもの

※2名乗車タイプを使用する場合は各陸運支局等において乗車定員変更のための構造変更手続きを行うこと。

13.3.2-2-2) 安全ベルト

運転席および助手席に対し、ワンタッチ式フルハーネスタイプで4点式以上の安全ベルトの装着が義務づけられる。2016年JAF国内競技車両規則第2編第2章第2条および第4編付則「ラリー競技およびスピード行事競技における安全ベルトに関する指導要綱」に従うこと。なお、乗車定員分の純正シートベルトは取り外してはならない。

13.3.2-2-3) 頭部および頸部の保護装置(FHRシステム)

頭部および頸部の保護装置の装着を強く推奨する。なお、装着する場合は、2016年FIA国際モータースポーツ競技規則付則L項に従うこと。

13.3.2-2-4) ヘルメットおよびレーシングスーツ

乗員分のヘルメットおよびレーシングスーツを装備することが義務づけられる。2016年JAF国内競技車両規則第4編付則「ラリー競技に参加するクルーの装備品に関する付則」に従うこと。

13.3.2-2-5) 消火装置

消火装置の装着が義務づけられる。2016年JAF国内競技車両規則第2編第2章第3条に従うこと。

13.3.2-2-6) その他の安全装備

下記の搭載備品が義務づけられる。

- | | | |
|------------|---------|-----------------------|
| ・三角停止板(2枚) | ・非常用信号灯 | ・赤色灯 |
| ・牽引ロープ | ・救急薬品 | ・OK/SOSボード(A3サイズ, 2枚) |

13.3.2-2-7) 障害者用操作装置

障害者用操作装置を装着することが出来る。ただし、健常者は使用しないこと。

13.3.2-3) 改造規定

参加車両は、2016年JAF国内競技車両規則第2編によるRJ・RPN・RF車両であること。

また、次の各項に従ったものでなければならない。

当規定で定められていない項目は全て当初のままで、加工、変更および改造は一切許されない。さらに、当規定に定められていない性能の向上を目的としていると判断される部品の装着は、その効果の有無を問わず一切許されない。国内で販売されている同一車両型式車種の純正部品(1500ccRS用のみ)を使用することは許される(RC事務局で認めた部品を除き、輸出仕様車専用部品の使用は許されない)。また、同一型式車種にレス仕様がある場合、加工を行わない方法で同一の仕様にすることは許される。ただし、ダイアグシステム(故障診断システム)において異常と判断される状態であってはならない。

13.3.2-3-1) エンジンおよび補機

13.3.2-3-1-1) エンジン本体

国内で販売されているNCP91用純正部品に限り使用が許される。

純正部品への旋盤加工、溶接、研磨などの機械加工や熱処理(コーティング含む)は許されない。

(注意:TOYOTA GAZOO Racing Netz Cup Vitz Raceに使用しているトヨタ Vitz RS TRD Racingの車両には、レースの規則でエンジン封印が施されていますが、TOYOTA GAZOO Racing ラリーチャレンジにおいては、封印の解除も可能です。)

13.3.2-3-1-2) フライホイール

加工、変更は許されない。

13.3.2-3-1-3) ピストン

純正スタンダードサイズピストンに限り使用が許される。

13.3.2-3-1-4) エンジンマウント

RC認定部品への変更が許される。

品番:	12305-NP900	(エンジンマウントRH)
	12372-NP900	(エンジンマウントLH)
	12363-NP900	(エンジンマウントRR)

13.3.2-3-1-5) ラジエター

本体の追加、加工および変更等の改造は許されない。また、導風板やダクトの取り付けも許されない。ただし、ラジエターキャップは変更が許される。

13.3.2-3-1-6) ラジエターファン

加工、変更および取外しは許されない。

13.3.2-3-1-7) ラジエター配管

リザーバータンクの加工、変更等の改造は許されない。

また、ホース類の変更も許されない。

ただし、水温計測を目的とした温度センサー取り付けのための最小限の加工は許される。

13.3.2-3-1-8) サーモスタット

変更は自由。ただし、取り付け部の加工は許されない。

13.3.2-3-1-9) オイルクーラー

装着は許されない。

13.3.2-3-1-10) オイルポンプ

一切の変更および改造は許されない。

13.3.2-3-1-11) オイルフィルター

変更は自由。ただし当初の方式を維持し取り付け箇所の変更は許されない。

13.3.2-3-1-12) オイルパン

加工、変更等の改造は許されない。

ただし、油温の計測を目的とした油温センサー取り付けのための最小限の加工は許される。

13.3.2-3-1-13) バッテリー

搭載位置を含み一切の変更は許されない。サイズは「B24L」(容量は自由)に限る。ボディアース配線の変更は許されない。

13.3.2-3-1-14) オルタネーター

一切の変更および改造は許されない。

13.3.2-3-1-15) E. C. U.

追加、加工および変更等の改造は許されない。

13.3.2-3-1-16) 点火系統

点火プラグの変更に限り許される。

13.3.2-3-1-17) セルモーター

一切の変更および改造は許されない。

13.3.2-3-1-18) 吸気・排気マニホールド

一切の変更は許されない。また、排気マニホールドへ防熱措置(ハンテージ等の装置)を施すことも不可とする。

13.3.2-3-1-19) エアクリーナー

エレメントの変更のみ自由。

13.3.2-3-1-20) マフラーおよび排気管

メインマフラーに限りRC認定部品への変更が許される。

品番: MS153-52001 (ハイレスポンスマフラーVer. S)

(17400-NP900)

MS153-52003 (ハイレスポンスマフラーVer. R)

(17400-NP910)

MS153-52008 (ハイレスポンスマフラーVer. S)

MS153-52009 (ハイレスポンスマフラーVer. R)

13.3.2-3-1-21) 排出ガス

暖機運転後アイドリング状態において、CO:1%、HC:300ppmを超えないこと。

13.3.2-3-2) シャシー

13.3.2-3-2-1) 全長および全幅

変更は許されない。

13.3.2-3-2-2) ブッシュ類

RC認定部品への変更が許される。

品番: 48609-NP900 (フロントアッパーサポーター)

48755-NP100 (リヤアッパーサポーター)

48752-NP900 (リヤサスペンションサポーターストッパー)

48654-NP900 (フロントローアームブッシュ)

48726-NP900 (リヤサスペンションアームシートインナー)

48726-NP910 (リヤサスペンションアームシートアウター)

13.3.2-3-2-3) スプリング

RC認定部品への変更が許される。スプリングインシュレーターの取り外しおよび変更は許されない。

品番: 48131-NP920 (フロントコイルスプリング)

48231-NP930 (リヤコイルスプリング)

13.3.2-3-2-4) クラッチ

RC認定部品への変更が許される。

品番: 31210-AE100 (クラッチカバー)

31250-AE963 (メタルフェーシングクラッチディスク)

31250-NP900 (スポーツフェーシングクラッチディスク)

31482-NP900 (ダイレクトクラッチライン)

13.3.2-3-2-5) ギヤボックス

一切の変更および改造は許されない。

13.3.2-3-2-6) ディファレンシャル

変速比(ファイナルギヤを含む)は一切の変更および改造は許されない。

量産ハウジングを改造することなく装着出来る機械式LSDの装着は認められる。

13.3.2-3-2-7) 制動装置

ブレーキホースの変更は自由。ただし、ボルトオンにて装着が可能であること。

ブレーキパッドについては、パッドとベースプレートの接触面積が増加しない事を条件に変更が許される。

それ以外の部品の変更、取り付け、取り外しは許されない。ABSの作動停止を目的とした改造は許されない。

13.3.2-3-2-8) 操作装置

使用性・操作性向上を目的としたペダルパッドの変更は認められる。

13.3.2-3-2-9) ショックアブソーバー

RC認定部品への変更が許される。

品番:	48510-NP920	(フロントショックアブソーバーRH)
	48520-NP920	(フロントショックアブソーバーLH)
	48530-NP920	(リヤショックアブソーバー)

13.3.2-3-2-10) フロントスタビライザー

変更は許されない。

13.3.2-3-2-11) アッパータワーバー

装着は許されない。

13.3.2-3-2-12) ロワブレース

装着は許されない。

13.3.2-3-2-13) タイヤ・ホイール

下記要件を満たさなければならない。

タイヤ	
1.	下記の条件を満たしたもののみ使用を認める。 公道走行が認められている一般市販ラリータイヤ [サイズ:185/60R15]
2.	競技中に使用できるタイヤ本数は、特別規則書に記載する。
3.	溝は常に1.6mm以上でスリップサインが出ていないこと。
4.	本体およびトレッド面への加工・ウォームアップ・クールダウン・溶剤塗布等の一切は認められない。
ホイール	
1.	材質はスチール製またはJWLマークのある軽合金製とする。
2.	部分的であっても複合素材から成るホイールの使用は禁止する。
3.	リム幅は5J(JJ), 5.5J(JJ), 6J(JJ), 6.5J(JJ)のみ許され、 フロントおよびリヤは同サイズ(インセット含まず)とする。
4.	インセットは自由。
5.	ナットの材質および形状の変更が許されるが、ホイールスペーサーの使用は認められない。
6.	ホイールに間隔保持のための部材を溶接することは、ホイールスペーサーの使用とみなす。 また、アクスルハブに間隔保持のための部材を取り付けることは、その取り付け方法の如何に関わらず、 ホイールスペーサーの使用とみなす。
共通	
1.	タイヤ・ホイールはいかなる場合も他の部分と接触しないこと。
2.	タイヤ・ホイールは車軸中心より前方30°、後方50°の範囲内でフェンダー等より突出していないこと。
3.	参加車両には、1本または2本のスペアを搭載しなければならない。また、スペアは確実に固定されていること。

13.3.2-3-3) 車体

13.3.2-3-3-1) アクセサリー等の自動車部品

当規定で許されているもの、美観または居住性向上等を目的としたアクセサリは、車両の性能向上および特性に影響を与えない場合に限り、装着および変更が許される。

ただし、競技に不必要と判断され、容易に取り外しができるものは、競技時には取り外さなくてはならない。

特にダッシュボード上に装着する部品は、助手席エアバッグの展開の妨げにならないこと。

13.3.2-3-3-2) 自動車登録番号標(車両番号標)

移設することは許されない。

13.3.2-3-3-3) 空力装置(エアロパーツ)

純正部品、純正オプション部品およびTRD部品に限り装着が許される。

13.3.2-3-3-4) ボンネットおよびトランク

変更および加工は許されない。

ただし、13.3.2-3-3-6を適用する場合、最小限の加工は許される。

13.3.2-3-3-5)バンパー

変更および加工は許されない。

ただし、13.3.2-3-3-6を適用する場合、最小限の加工は許される。

13.3.2-3-3-6) 前部霧灯

装着する際は、2016年JAF国内競技車両規則第2編に従うこと。

13.3.2-3-3-7) サイドおよびリヤガラス

塗装および色付きフィルムの貼り付け、視界の妨げとなるステッカーの貼り付けは許されない。

13.3.2-3-3-8) ミラー

室内ミラーの変更は許されない。室外ミラーは純正部品および純正オプション部品に限り使用が許される。

13.3.2-3-3-9) マッドフラップ

装着は許される。装着のための車両側への最小限の加工は許される。

13.3.2-3-3-10) アンダーガード

装着は許される。ただし、空力効果を生じさせるものであってはならない。

RC事務局では下記品番部品の装着を推奨する。

品番: 51430-NP900	(エンジンアンダーガード)
77266-NP900	(フュエルチューブプロテクタ)
77108-NP900	(フュエルタンクプロテクタ)

また、上記品番部品以外を装着する場合、下記の条件を満たすものを推奨する。

- ①材質はジュラルミン製またはアルミ製であること
- ②板厚は3mm以上であること

なお、エンジンアンダーガードは、前部ホイール軸の前方においてのみ、前部バンパー下部の全幅に相当する幅まで伸縮させることができる。これらは、最小限の加工により取り付けられること。

13.3.2-3-3-11) ヒーター・エアコン

ヒーター(デフロスタ)およびエアコンの取り外しは許されない。また、正常に機能しなくてはならない。

13.3.2-3-3-12) ラジオ類

取り外しが許される。なお、ラジオを取り外した場合、簡易的でない方法で蓋をすること。

13.3.2-3-3-13) 補助メーター(計器類)

電気式メーターに限り追加装着することが許される。ただし標準装着されているメーター類は当初の機能を保持しなくてはならない。取り付けについては、乗員の保護を十分に考慮した取り付け位置、取り付け方法であること。特に助手席側にトリップメーター等を追加する際は、突起物となったり、エアバッグ展開の妨げにならないこと。

13.3.2-3-3-14) 座席

変更する場合は、2016年JAF国内競技車両規則第2編における各車両用改造規定を満たすこと。

13.3.2-3-3-15) 変速レバーおよびシフトノブ

変更する場合は、2016年JAF国内競技車両規則第2編における各車両用改造規定を満たすこと。

13.3.2-3-3-16) フットレスト・ニーレスト

運転席、助手席共に装着が許される。

13.3.2-3-3-17) ヒールプレート

運転席、助手席共に装着が許される。

13.3.2-3-3-18) ステアリング

純正オプション品に限り変更が許される。また、純正装置以外を使用した位置の調整は許されない。

13.3.2-3-3-19) 防音材

室内およびエンジンルーム内にある防音材の取り外しは、車体に改造を行わない方法でのみ許される。

13.3.2-3-3-20) 内装

すべての部品は削除することは許されない。ただし、下記に記載されたものを除く。

1. フロアマット/カーペット
2. ロールケージ装着にともなう、最小限の内装切除
※エアバッグおよびリヤショックアブソーバー上部等に装着されているカバーの削除は許されない。

13.3.2-3-3-21) 車体補強

あて板など材料を用いた補強は禁止される。

13.4) C-3(ZN6) 車両規定

13.4-1) 定義

2016年のJAF国内競技車両規則第2編に従ったRJ・RPN・RF車両で、第12条、5に記載された車両限定とし、本項以下全ての規定を満たすこと。

13.4-1-1) 指定部品

RCで使用が義務付けられた部品。指定部品以外の使用は、純正部品も含み認められない。これらは車両規定および公式通知に記載されている場合を除き、一切の加工(修正加工を含む)・調整・改造は認められない。

13.4-1-2) 認定部品

RCで使用が認められた部品。認定部品以外に純正部品の使用も認められる。これらは車両規定および公式通知に記載されている場合を除き、一切の加工(修正加工を含む)・調整・改造は認められない。ただし、事前にRC事務局に申告を行い、承認を受けた場合は当該部品の代替品の使用を認める場合がある。

13.4-2) 安全規定

13.4-2-1) ロールケージ

下記①または②のどちらかを装着すること。

乗員保護のため頭部等に接触する恐れのあるロールケージの部位は、緩衝材で覆わなくてはならない。

- ① RC認定部品ロールケージ(4名乗車仕様:トヨタ 86 Racing装着品)

品番: 66510-ZN600 (ロールケージ)

※上記ロールケージはRF車両規定合致品になります。2名乗車に変更することは認められません。

- ②JAF国内車両規則ラリー車両規定(RJ・RPN・RF車両)に合致したもの

※2名乗車タイプを使用する場合は各陸運支局等において乗車定員変更のための構造変更手続きを行うこと。

13.4-2-2) 安全ベルト

運転席および助手席に対し、ワンタッチ式フルハーネスタイプで4点式以上の安全ベルトの装着が義務づけられる。2016年JAF国内競技車両規則第2編第2章第2条および第4編付則「ラリー競技およびスピード行事競技における安全ベルトに関する指導要綱」に従うこと。なお、乗車定員分の純正シートベルトは取り外してはならない。

13.4-2-3) 頭部および頸部の保護装置(FHRシステム)

頭部および頸部の保護装置の装着を強く推奨する。なお、装着する場合は、2016年FIA国際モータースポーツ競技規則付則L項に従うこと。

13.4-2-3) ヘルメットおよびレーシングスーツ

乗員分のヘルメットおよびレーシングスーツを装備することが義務づけられる。2016年JAF国内競技車両規則第4編付則「ラリー競技に参加するクルーの装備品に関する付則」に従うこと。

13.4-2-4) 消火装置

消火装置の装着が義務づけられる。2016年JAF国内競技車両規則第2編第2章第3条に従うこと。

13.4-2-5) その他の安全装備

下記の搭載備品が義務づけられる。

- | | | |
|------------|---------|-----------------------|
| ・三角停止板(2枚) | ・非常用信号灯 | ・赤色灯 |
| ・牽引ロープ | ・救急薬品 | ・OK/SOSボード(A3サイズ, 2枚) |

13.4-2-6) 障害者用操作装置

障害者用操作装置を装着することが出来る。ただし、健常者は使用しないこと。

13.4-3) 改造規定

参加車両は、2016年JAF国内競技車両規則第2編に従ったRJ・RPN・RF車両とし、次の各項に従ったものでなければならない。当規定で定められていない項目は全て当初のままで、加工、変更および改造は一切許されない。さらに、当規定に定められていない性能の向上を目的としていると判断される部品の装着は、その効果の有無を問わず一切許されない。

13.4-3-1) エンジンおよび補機

13.4-3-1-1) エンジン本体

国内で販売されているZN6用純正部品に限り使用が許される。

純正部品への旋盤加工、溶接、研磨などの機械加工や熱処理(コーティング含む)は許されない。

(注意:TOYOTA GAZOO Racing 86/BRZ Raceに使用しているトヨタ86「86 Racing」の車両には、レースの規則でエンジン封印が施されていますが、TOYOTA GAZOO Racing ラリーチャレンジにおいては、封印の解除も可能です。ただし解除した場合は、レースへの参加が認められません。新たに封印済みエンジンの購入が必要です。)

13. 4-3-1-2) フライホイール

加工、変更は許されない。

13. 4-3-1-3) ピストン

純正スタンダードサイズピストンに限り使用が許される。

13. 4-3-1-4) エンジンマウント

RC認定部品への変更が許される。

品番:	12311-ZN600	(エンジンマウントRH)
	12315-ZN600	(エンジンマウントLH)
	12371-ZN600	(エンジンマウントRR)

13. 4-3-1-5) ラジエター

本体の追加、加工および変更等の改造は許されない。また、導風板やダクトの取り付けも許されない。ただし、ラジエターキャップは変更が許される。

13. 4-3-1-6) ラジエターファン

加工、変更および取外しは許されない。

13. 4-3-1-7) ラジエター配管

リザーバータンクの加工、変更等の改造は許されない。
また、ホース類の変更も許されない。
ただし、水温計測を目的とした温度センサー取り付けのための最小限の加工は許される。

13. 4-3-1-8) サーモスタット

変更は自由。ただし、取り付け部の加工は許されない。

13. 4-3-1-9) オイルクーラー

装着は許されない。
ただし、86Racingは、純正装着のものに限り使用が許される。仕様は全て当初のままとし、加工、変更および取外しは許されない。

13. 4-3-1-10) オイルポンプ

一切の変更および改造は許されない。

13. 4-3-1-11) オイルフィルター

変更は自由。ただし当初の方式を維持し取り付け箇所の変更は許されない。

13. 4-3-1-12) オイルパン

加工、変更等の改造は許されない。
ただし、油温の計測を目的とした油温センサー取り付けのための最小限の加工は許される。

13. 4-3-1-13) バッテリー

搭載位置を含み一切の変更は許されない。

13. 4-3-1-14) オルタネーター

一切の変更および改造は許されない。

13. 4-3-1-15) E. C. U.

追加、加工およびその他の変更等の改造は許されない。ソフトウェアはRCが指定したデータ以外は使用できない。

13. 4-3-1-16) セルモーター

一切の変更および改造は許されない。

13. 4-3-1-17) 吸気・排気マニホールド

一切の変更は許されない。また、排気マニホールドへ防熱措置(バンテージ等の装置)を施すことも不可とする。

13. 4-3-1-18) エアクリーナー

エレメントに限り、RC認定部品への変更が許される。

品番:	MS155-00009	(スポーツエアフィルター)
-----	-------------	---------------

エアクリーナーケース、配管の加工、変更および改造は許されない。

13. 4-3-1-19) 排出ガス

暖機運転後アイドルリング状態において、CO:1%、HC:300ppmを超えないこと。

13. 4-3-2) シャシー

13. 4-3-2-1 全長および全幅

変更は許されない。

13. 4-3-2-2) デフマウント

RC認定部品への変更が許される。

品番:	41651-ZN600	デフマウントクッションLH
	41651-ZN610	デフマウントクッションRH

13. 4-3-2-3) ブッシュ類

RC認定部品への変更が許される。

品番:	48609-ZN600	(フロントアッパースポート)
	48654-ZN600	(ロアアームブッシュNo. 1)
	48655-ZN600	(ロアアームブッシュNo. 2)
	48747-ZN600	(リヤ・ラテラル・コントロール)
	48725-ZN600	(リヤ・アッパースポート)
	48725-ZN620	(リヤ・サスアーム・No. 1 & アクスルブッシュ)
	48725-ZN630	(リヤ・サスアームブッシュ・No. 1)
	48849-ZN600	(リヤスタビライザー)
	52271-ZN600	(リヤ・サスマンバー)
	45516-ZN600	(ステアリング・ハウジング)
	48700-ZN610	(ラテラルリンクセット)

13. 4-3-2-4) クラッチ

RC認定部品への変更が許される。

品番:	31210-ZN600	(クラッチカバー)
	31250-ZN610	(メタルフェーシングクラッチディスク)
	31250-ZN600	(スポーツフェーシングクラッチディスク)

13. 4-3-2-5) ギヤボックス

一切の変更および改造は許されない。

13. 4-3-2-6) ディファレンシャル

最終減速比の変更は、同一型式に設定されている純正部品で、改造および加工の必要なく取り付けられるものであれば使用が認められる。

量産ハウジングを改造することなく装着出来る機械式LSDの装着は認められる。

13. 4-3-2-7) 制動装置

同一型式に設定されている純正部品で、改造および加工の必要なく取り付けられるものであれば使用が認められる。

ブレーキホースの変更は自由。ただし、ホルトオンにて装着が可能であること。

ブレーキパッドについては、パッドとベースプレートの接触面積が増加しない事を条件に変更が許される。

ABSの作動停止を目的とした改造は許されない。

13. 4-3-2-8) 操作装置

使用性・操作性向上を目的としたペダルパッドの変更は認められる。

13. 4-3-2-9) ショックアブソーバー

RC認定部品への変更が許される。

品番:	MS260-18004	(アブソーバーセット)
	48510-ZN630	(フロントショックアブソーバーRH)
	48520-ZN630	(フロントショックアブソーバーLH)
	48530-ZN630	(リアショックアブソーバーRR)

13. 4-3-2-10) スプリング

RC認定部品への変更が許される。スプリングインシュレーターの取り外しおよび変更は許されない。

品番:	MS250-18004	(スプリングセット)
	48131-ZN640	(フロントコイルスプリング)
	48231-ZN640	(リアコイルスプリング)

- 13. 4-3-2-11) フロントスタビライザー**
仕様は全て当初のままとし、取り外す事も許されない。
- 13. 4-3-2-12) リヤスタビライザー**
仕様は全て当初のままとし、取り外す事も許されない。
- 13. 4-3-2-13) アップーターワーバー**
仕様は全て当初のままとし、取り外す事も許されない。
- 13. 4-3-2-14) ロワブレース**
装着は許されない。
- 13. 4-3-2-15) タイヤ・ホイール**
下記要件を満たさなければならない。

タイヤ	
1.	下記の条件を満たしたもののみ使用を認める。 公道走行が認められている一般市販ラリータイヤ [サイズ:195/65R15もしくは205/65R15]
2.	競技中に使用できるタイヤ本数は、特別規則書に記載する。
3.	溝は常に1.6mm以上でスリップサインが出ていないこと。
4.	本体およびトレッド面への加工・ウォームアップ・クールダウン・溶剤塗布等の一切は認められない。
ホイール	
1.	材質はスチール製またはJWLマークのある軽合金製とする。
2.	部分的であっても複合素材から成るホイールの使用は禁止する。
3.	使用ホイールは、参加する車両(RJ・RPN・RF)のそれぞれの規定に準じるサイズであること。
4.	インセットは自由。
5.	ナットの材質および形状の変更が許されるが、ホイールスペーサーの使用は認められない。
6.	ホイールに間隔保持のための部材を溶接することは、ホイールスペーサーの使用とみなす。 また、アクスルハブに間隔保持のための部材を取り付けることは、その取り付け方法の如何に関わらず、ホイールスペーサーの使用とみなす。
共通	
1.	タイヤ・ホイールはいかなる場合も他の部分と接触しないこと。
2.	タイヤ・ホイールは車軸中心より前方30°、後方50°の範囲内でフェンダー等より突出していないこと。
3.	参加車両には、1本または2本のスベアを搭載しなければならない。また、スベアは確実に固定されていること。

13. 4-3-3) 車体

13. 4-3-3-1) アクセサリー等の自動車部品

当規定で許されているもの、美観または居住性向上等を目的としたアクセサリーは、車両の性能向上および特性に影響を与えない場合に限り、装着および変更が許される。ただし、競技に不必要と判断され、容易に取り外しができるものは、競技時には取り外さなくてはならない。特にダッシュボード上に装着する部品は、助手席エアバッグの展開の妨げにならないこと。

13. 4-3-3-2) 自動車登録番号標(車両番号標)

移設することは許されない。

13. 4-3-3-3) 空力装置(エアロパーツ)

追加は認められない。

13. 4-3-3-4) ボンネットおよびトランク

変更および加工は許されない。
ただし、13. 4-3-3-7を適用する場合、最小限の加工は許される。

13. 4-3-3-5) バンパー

変更および加工は許されない。
ただし、13. 4-3-3-7を適用する場合、最小限の加工は許される。

13. 4-3-3-6) テールランプ

加工、変更等の改造は許されない。

13. 4-3-3-7) 前部霧灯

装着する際は、2016年JAF国内競技車両規則第2編に従うこと。

13. 4-3-3-8) サイドおよびリヤガラス

塗装および色付きフィルムの貼り付け、視界の妨げとなるステッカーの貼り付けは許されない。

13. 4-3-3-9) ミラー

室内ミラーの変更は許されない。室外ミラーは純正部品および純正オプション部品に限り使用が許される。

13. 4-3-3-10) マッドフラップ

装着は許される。装着のための車両側への最小限の加工は許される。

13. 4-3-3-11) アンダーガード

装着は許される。なお、エンジンアンダーガードは、前部ホイール軸の前方においてのみ、前部バンパー下部の全幅に相当する幅まで伸張させる事が出来る。これらは、最小限の加工により取り付けられること。

13. 4-3-3-12) ヒーター・エアコン

ヒーター(デフロスタ)およびエアコンの取り外しは許されない。また、正常に機能しなくてはならない。

13. 4-3-3-13) ラジオ類

取り外しが許される。なお、ラジオを取り外した場合、簡易的でない方法で蓋をすること。

13. 4-3-3-14) 補助メーター(計器類)

電気式メーターに限り追加装着することが許される。ただし標準装着されているメーター類は当初の機能を保持しなくてはならない。取り付けについては、乗員の保護を十分に考慮した取り付け位置、取り付け方法であること。特に助手席側にトリップメーター等を追加する際は、突起物となったり、エアバッグ展開の妨げにならないこと。

13. 4-3-3-15) 座席

変更する場合は、2016年JAF国内競技車両規則第2編における各車両用改造規定を満たすこと。

13. 4-3-3-16) 変速レバーおよびシフトノブ

変更する場合は、2016年JAF国内競技車両規則第2編における各車両用改造規定を満たすこと。

13. 4-3-3-17) フットレスト・ニーレスト

運転席、助手席共に装着が許される。

13. 4-3-3-18) ヒールプレート

運転席、助手席共に装着が許される。

13. 4-3-3-19) ステアリング

純正オプション品に限り変更が許される。また、純正装置以外を使用した位置の調整は許されない。

13. 4-3-3-20) 防音材

室内およびエンジンルーム内にある防音材の取り外しは、車体に改造を行わない方法でのみ許される。

13. 4-3-3-21) 内装

すべての部品は削除することは許されない。ただし、下記に記載されたものを除く。

1. フロアマット/カーペット

2. ロールケージ装着にともなう、最小限の内装切除

※エアバッグおよびリヤショックアブソーバー上部等に装着されているカバーの削除は許されない。

13. 4-3-3-22) 車体補強

あて板など材料を用いた補強は禁止される。

13.5) E-1(NCP131) 車両規定

13.5-1) 定義

2016年JAF国内競技車両規則第2編に従ったRJ・RPN・RF車両で、第12条、6に記載された車両限定とし、本項以下全ての規定を満たすこと。

13.5-1-1) 指定部品

RCで使用が義務付けられた部品。指定部品以外の使用は、純正部品も含み認められない。
これらは車両規定および公式通知に記載されている場合を除き、一切の加工(修正加工を含む)・調整・改造は認められない。

13.5-1-2) 認定部品

RCで使用が認められた部品。認定部品以外に純正部品の使用も認められる。
これらは車両規定および公式通知に記載されている場合を除き、一切の加工(修正加工を含む)・調整・改造は認められない。
ただし、事前にRC事務局に申告を行い、承認を受けた場合は当該部品の代替品の使用を認める場合がある。

13.5-2) 安全規定

13.5-2-1) ロールケージ

下記①または②のどちらかを装着すること。

乗員保護のため頭部等に接触する恐れのあるロールケージの部位は、緩衝材で覆わなくてはならない。

- ① RC認定部品ロールケージ(5名乗車仕様:トヨタ Vitz RS Racing装着品)

品番: 66510-KP300 (ロールケージ)

※上記ロールケージはRF車両規定合致品になります。2名乗車に変更することは認められません。

- ②JAF国内車両規則ラリー車両規定(RJ・RPN・RF車両)に合致したもの

※2名乗車タイプを使用する場合は各陸運支局等において乗車定員変更のための構造変更手続きを行うこと。

13.5-2-2) 安全ベルト

運転席および助手席に対し、ワンタッチ式フルハーネスタイプで4点式以上の安全ベルトの装着が義務づけられる。2016JAF国内競技車両規則第2編第2章第2条および第4編付則「ラリー競技およびスピード行事競技における安全ベルトに関する指導要綱」に従うこと。
なお、乗車定員分の純正シートベルトは取り外してはならない。

13.5-2-3) 頭部および頸部の保護装置(FHRシステム)

頭部および頸部の保護装置の装着を強く推奨する。なお、装着する場合は、2016年FIA国際モータースポーツ競技規則付則L項に従うこと。

13.5-2-4) ヘルメットおよびレーシングスーツ

乗員分のヘルメットおよびレーシングスーツを装備することが義務づけられる。2016年JAF国内競技車両規則第4編付則「ラリー競技に参加するクルーの装備品に関する付則」に従うこと。

13.5-2-5) 消火装置

消火装置の装着が義務づけられる。2016年JAF国内競技車両規則第2編第2章第3条に従うこと。

13.5-2-6) その他の安全装備

下記の搭載備品が義務づけられる。

- | | | |
|------------|---------|-----------------------|
| ・三角停止板(2枚) | ・非常用信号灯 | ・赤色灯 |
| ・牽引ロープ | ・救急薬品 | ・OK/SOSボード(A3サイズ, 2枚) |

13.5-2-7) 障害者用操作装置

障害者用操作装置を装着することが出来る。ただし、健常者は使用しないこと。

13.5-3) 改造規定

13.5-3-1) エンジンおよび補機

13.5-3-1-1) 過給器

装着は認められない。

13. 5-3-2) シャシー

13. 5-3-2-1) タイヤ・ホイール

下記要件を満たさなければならない。

タイヤ	
1.	下記の条件を満たしたもののみ使用を認める。 公道走行が認められている一般市販ラバータイヤ [サイズ:185/60R15]
2.	競技中に使用できるタイヤ本数は、特別規則書に記載する。
3.	溝は常に1.6mm以上でスリップサインが出ていないこと。
4.	本体およびトレッド面への加工・ウォームアップ・クールダウン・溶剤塗布等の一切は認められない。
ホイール	
1.	材質はスチール製またはJWLマークのある軽合金製とする。
2.	部分的であっても複合素材から成るホイールの使用は禁止する。
3.	リム幅は5J(JJ), 5.5J(JJ), 6J(JJ), 6.5J(JJ)のみ許され、 フロントおよびリヤは同サイズ(インセット含まず)とする。
4.	インセットは自由。
5.	ナットの材質および形状の変更が許されるが、ホイールスペーサーの使用は認められない。
6.	ホイールに間隔保持のための部材を溶接することは、ホイールスペーサーの使用とみなす。 また、アクスルハブに間隔保持のための部材を取り付けることは、その取り付け方法の如何に関わらず、 ホイールスペーサーの使用とみなす。
共通	
1.	タイヤ・ホイールはいかなる場合も他の部分と接触しないこと。
2.	タイヤ・ホイールは車軸中心より前方30°、後方50°の範囲内でフェンダー等より突出していないこと。
3.	参加車両には、1本または2本のスベアを搭載しなければならない。また、スベアは確実に固定されていること。

13.6) E-1(NCP91) 車両規定

13.6-1) 定義

2016年JAF国内競技車両規則第2編に従ったRJ・RPN・RF車両で、第12条、7に記載された車両限定とし、本項以下全ての規定を満たすこと。

13.6-1-1) 指定部品

RCで使用が義務付けられた部品。指定部品以外の使用は、純正部品も含み認められない。これらは車両規定および公式通知に記載されている場合を除き、一切の加工(修正加工を含む)・調整・改造は認められない。

13.6-1-2) 認定部品

RCで使用が認められた部品。認定部品以外に純正部品の使用も認められる。これらは車両規定および公式通知に記載されている場合を除き、一切の加工(修正加工を含む)・調整・改造は認められない。ただし、事前にRC事務局に申告を行い、承認を受けた場合は当該部品の代替品の使用を認める場合がある。

13.6-2) 安全規定

13.6-2-1) ロールケージ

下記①または②のどちらかを装着すること。

乗員保護のため頭部等に接触する恐れのあるロールケージの部位は、緩衝材で覆わなくてはならない。

①RC認定部品ロールケージ(5名乗車仕様:トヨタ Vitz RS TRD Racing装着品)

品番: 66510-NP900 (ロールケージ)

※上記ロールケージはRF車両規定合致品になります。2名乗車に変更することは認められません。

②JAF国内車両規則ラリー車両規定(RJ・RPN・RF車両)に合致したもの

※2名乗車タイプを使用する場合は各陸運支局等において乗車定員変更のための構造変更手続きを行うこと。

13.6-2-2) 安全ベルト

運転席および助手席に対し、ワンタッチ式フルハーネスタイプで4点式以上の安全ベルトの装着が義務づけられる。2016JAF国内競技車両規則第2編第2章第2条および第4編付則「ラリー競技およびスピード行事競技における安全ベルトに関する指導要綱」に従うこと。なお、乗車定員分の純正シートベルトは取り外してはならない。

13.6-2-3) 頭部および頸部の保護装置(FHRシステム)

頭部および頸部の保護装置の装着を強く推奨する。なお、装着する場合は、2016年FIA国際モータースポーツ競技規則付則L項に従うこと。

13.6-2-4) ヘルメットおよびレーシングスーツ

乗員分のヘルメットおよびレーシングスーツを装備することが義務づけられる。2016年JAF国内競技車両規則第4編付則「ラリー競技に参加するクルーの装備品に関する付則」に従うこと。

13.6-2-5) 消火装置

消火装置の装着が義務づけられる。2016年JAF国内競技車両規則第2編第2章第3条に従うこと。

13.6-2-6) その他の安全装備

下記の搭載備品が義務づけられる。

・三角停止板(2枚)	・非常用信号灯	・赤色灯
・牽引ロープ	・救急薬品	・OK/SOSボード(A3サイズ, 2枚)

13.6-2-7) 障害者用操作装置

障害者用操作装置を装着することが出来る。ただし、健常者は使用しないこと。

13.6-3) 改造規定

13.6-3-1) エンジンおよび補機

13.6-3-1-1) 過給器

装着は認められない。

13.6-3-2) シャシー

13.6-3-2-1) タイヤ・ホイール

下記要件を満たさなければならない。

タイヤ	
1.	下記の条件を満たしたもののみ使用を認める。 公道走行が認められている一般市販ラリータイヤ [サイズ:185/60R15]
2.	競技中に使用できるタイヤ本数は、特別規則書に記載する。
3.	溝は常に1.6mm以上でスリップサインが出ていないこと。
4.	本体およびトレッド面への加工・ウォームアップ・クールダウン・溶剤塗布等の一切は認められない。
ホイール	
1.	材質はスチール製またはJWLマークのある軽合金製とする。
2.	部分的であっても複合素材から成るホイールの使用は禁止する。
3.	リム幅は5J(JJ), 5.5J(JJ), 6J(JJ), 6.5J(JJ)のみ許され、 フロントおよびリヤは同サイズ(インセット含まず)とする。
4.	インセットは自由。
5.	ナットの材質および形状の変更が許されるが、ホイールスペーサーの使用は認められない。
6.	ホイールに間隔保持のための部材を溶接することは、ホイールスペーサーの使用とみなす。 また、アクスルハブに間隔保持のための部材を取り付けることは、その取り付け方法の如何に関わらず、 ホイールスペーサーの使用とみなす。
共通	
1.	タイヤ・ホイールはいかなる場合も他の部分と接触しないこと。
2.	タイヤ・ホイールは車軸中心より前方30°、後方50°の範囲内でフェンダー等より突出していないこと。
3.	参加車両には、1本または2本のスペアを搭載しなければならない。また、スペアは確実に固定されていること。

13.7) E-2(ZN6) 車両規定

13.7-1) 定義

2016年JAF国内競技車両規則第2編に従ったRJ・RPN・RF車両で、第12条、8に記載された車両限定とし、本項以下全ての規定を満たすこと。

13.7-1-1) 指定部品

RCで使用が義務付けられた部品。指定部品以外の使用は、純正部品も含み認められない。
これらは車両規定および公式通知に記載されている場合を除き、一切の加工(修正加工を含む)・調整・改造は認められない。

13.7-1-2) 認定部品

RCで使用が認められた部品。認定部品以外に純正部品の使用も認められる。
これらは車両規定および公式通知に記載されている場合を除き、一切の加工(修正加工を含む)・調整・改造は認められない。
ただし、事前にRC事務局に申告を行い、承認を受けた場合は当該部品の代替品の使用を認める場合がある。

13.7-2) 安全規定

13.7-2-1) ロールケージ

下記①または②のどちらかを装着すること。

乗員保護のため頭部等に接触する恐れのあるロールケージの部位は、緩衝材で覆わなくてはならない。

- ① RC認定部品ロールケージ(4名乗車仕様:トヨタ 86 Racing装着品)
品番: 66510-ZN600 (ロールケージ)

※上記ロールケージはRF車両規定合致品になります。2名乗車に変更することは認められません。

- ②JAF国内車両規則ラリー車両規定(RJ・RPN・RF車両)に合致したもの

13.7-2-2) 安全ベルト

運転席および助手席に対し、ワンタッチ式フルハーネスタイプで4点式以上の安全ベルトの装着が義務づけられる。2016JAF国内競技車両規則第2編第2章第2条および第4編付則「ラリー競技およびスピード行事競技における安全ベルトに関する指導要綱」に従うこと。
なお、乗車定員分の純正シートベルトは取り外してはならない。

13.7-2-3) 頭部および頸部の保護装置(FHRシステム)

頭部および頸部の保護装置の装着を強く推奨する。なお、装着する場合は、2016年FIA国際モータースポーツ競技規則付則L項に従うこと。

13.7-2-4) ヘルメットおよびレーシングスーツ

乗員分のヘルメットおよびレーシングスーツを装備することが義務づけられる。2016年JAF国内競技車両規則第4編付則「ラリー競技に参加するクルーの装備品に関する付則」に従うこと。

13.7-2-5) 消火装置

消火装置の装着が義務づけられる。2016年JAF国内競技車両規則第2編第2章第3条に従うこと。

13.7-2-6) その他の安全装備

下記の搭載備品が義務づけられる。

- | | | |
|------------|---------|-----------------------|
| ・三角停止板(2枚) | ・非常用信号灯 | ・赤色灯 |
| ・牽引ロープ | ・救急薬品 | ・OK/SOSボード(A3サイズ, 2枚) |

13.7-2-7) 障害者用操作装置

障害者用操作装置を装着することが出来る。ただし、健常者は使用しないこと。

13.7-3) 改造規定

13.7-3-1) エンジンおよび補機

13.7-3-1-1) 過給器

装着は認められない。

13.7-3-2) シャシー

13.7-3-2-1) タイヤ・ホイール

下記要件を満たさなければならない。

タイヤ	
1.	下記の条件を満たしたものののみ使用を認める。 公道走行が認められている一般市販ラバータイヤ [サイズ:195/65R15もしくは205/65R15]
2.	競技中に使用できるタイヤ本数は、特別規則書に記載する。
3.	溝は常に1.6mm以上でスリップサインが出ていないこと。
4.	本体およびトレッド面への加工・ウォームアップ・クールダウン・溶剤塗布等の一切は認められない。
ホイール	
1.	材質はスチール製またはJWLマークのある軽合金製とする。
2.	部分的であっても複合素材から成るホイールの使用は禁止する。
3.	使用ホイールは、参加する車両(RJ・RPN・RF)のそれぞれの規定に準じるサイズであること。
4.	インセットは自由。
5.	ナットの材質および形状の変更が許されるが、ホイールスペーサーの使用は認められない。
6.	ホイールに間隔保持のための部材を溶接することは、ホイールスペーサーの使用とみなす。 また、アクスルハブに間隔保持のための部材を取り付けることは、その取り付け方法の如何に関わらず、ホイールスペーサーの使用とみなす。
共通	
1.	タイヤ・ホイールはいかなる場合も他の部分と接触しないこと。
2.	タイヤ・ホイールは車軸中心より前方30°、後方50°の範囲内でフェンダー等より突出していないこと。
3.	参加車両には、1本または2本のスペアを搭載しなければならない。また、スペアは確実に固定されていること。

13. 8. 1) E-3 車両規定

13. 8. 1-1) 定義

2016年JAF国内競技車両規則第2編に従ったRN・RJ・RPN・RF・AE車両、もしくは2002年度ラリー車両規定に従って製作されたRB車両で、トヨタ車限定とし、本項以下全ての規定を満たすこと。

13. 8. 1-2) 安全規定

13. 8. 1-2-1) ロールケージ

下記を装着すること。

乗員保護のため頭部等に接触する恐れのあるロールケージの部位は、緩衝材で覆わなくてはならない。

JAF国内車両規則ラリー車両規定(RN・RJ・RPN・RF・AE・RB車両)に合致したもの

※2名乗車タイプを使用する場合は各陸運支局等において乗車定員変更のための構造変更手続きを行うこと。

13. 8. 1-2-2 安全ベルト

運転席および助手席に対し、ワンタッチ式フルハーネスタイプで4点式以上の安全ベルトの装着が義務づけられる。2016年JAF国内競技車両規則第2編第2章第2条および第4編付則「ラリー競技およびスピード行事競技における安全ベルトに関する指導要綱」に従うこと。なお、乗車定員分の純正シートベルトは取り外してはならない。

13. 8. 1-2-3 頭部および頸部の保護装置(FHRシステム)

頭部および頸部の保護装置の装着を強く推奨する。なお、装着する場合は、2016年FIA国際モータースポーツ競技規則付則Lに従うこと。

13. 8. 1-2-4 ヘルメットおよびレーシングスーツ

乗員分のヘルメットおよびレーシングスーツを装備することが義務づけられる。2016年JAF国内競技車両規則第4編付則「ラリー競技に参加するクルーの装備品に関する付則」に従うこと。

13. 8. 1-2-5 消火装置

消火装置の装着が義務づけられる。2016年JAF国内競技車両規則第2編第2章第3条に従うこと。

13. 8. 1-2-6 その他の安全装備

下記の搭載備品が義務づけられる。

- ・三角停止板(2枚)
- ・非常用信号灯
- ・赤色灯
- ・牽引ロープ
- ・救急薬品
- ・OK/SOSボード(A3サイズ, 2枚)

13. 8. 1-2-7 障害者用操作装置

障害者用操作装置を装着することが出来る。ただし、健常者は使用しないこと。

13. 8. 1-3) 改造規定

13. 8. 1-3-1) シャシー

13. 8. 1-3-1-1) タイヤ・ホイール

下記要件を満たさなければならない。

タイヤ	
1.	下記の条件を満たしたもののみ使用を認める。 公道走行が認められている一般市販ラリータイヤ
2.	競技中に使用できるタイヤ本数は、特別規則書に記載する。
3.	溝は常に1.6mm以上でスリップサインが出ていないこと。
4.	本体およびトレッド面への加工・ウォームアップ・クールダウン・溶剤塗布等の一切は認められない。
ホイール	
1.	材質はスチール製またはJWLマークのある軽合金製とする。
2.	部分的であっても複合素材から成るホイールの使用は禁止する。
3.	使用ホイールは、参加する車両(RN・RJ・RPN・RF・AE・RB)のそれぞれの規定に準じるサイズであること。
4.	インセットは自由。
5.	ナットの材質および形状の変更が許されるが、ホイールスペーサーの使用は認められない。
6.	ホイールに間隔保持のための部材を溶接することは、ホイールスペーサーの使用とみなす。 また、アクスルハブに間隔保持のための部材を取り付けることは、その取り付け方法の如何に関わらず、ホイールスペーサーの使用とみなす。
共通	
1.	タイヤ・ホイールはいかなる場合も他の部分と接触しないこと。
2.	タイヤ・ホイールは車軸中心より前方30°、後方50°の範囲内でフェンダー等より突出していないこと。
3.	参加車両には、1本または2本のスペアを搭載しなければならない。また、スペアは確実に固定されていること。

13.9) OPEN 車両規定

13.9-1) 定義

2016年JAF国内競技車両規則第2編に従ったRN・RJ・RPN・RF・AE車両、もしくは2002年度ラリー車両規定に従って製作されたRB車両とする。全自動車メーカーの車両を対象とし、本項以下全ての規定を満たすこと。

13.9-2) 安全規定

13.9-2-1) ロールケージ

下記を装着すること。

乗員保護のため頭部等に接触する恐れのあるロールケージの部位は、緩衝材で覆わなくてはならない。

JAF国内車両規則ラリー車両規定(RN・RJ・RPN・RF・AE・RB車両)に合致したもの

※2名乗車タイプを使用する場合は各陸運支局等において乗車定員変更のための構造変更手続きを行うこと。

13.9-2-2) 安全ベルト

運転席および助手席に対し、ワンタッチ式フルハーネスタイプで4点式以上の安全ベルトの装着が義務づけられる。2016年JAF国内競技車両規則第2編第2章第2条および第4編付則「ラリー競技およびスピード行事競技における安全ベルトに関する指導要綱」に従うこと。
なお、乗車定員分の純正シートベルトは取り外してはならない。

13.9-2-3) 頭部および頸部の保護装置(FHRシステム)

頭部および頸部の保護装置の装着を強く推奨する。なお、装着する場合は、2016年FIA国際モータースポーツ競技規則付則L項に従うこと。

13.9-2-4) ヘルメットおよびレーシングスーツ

乗員分のヘルメットおよびレーシングスーツを装備することが義務づけられる。2016年JAF国内競技車両規則第4編付則「ラリー競技に参加するクルーの装備品に関する付則」に従うこと。

13.9-2-5) 消火装置

消火装置の装着が義務づけられる。2016年JAF国内競技車両規則第2編第2章第3条に従うこと。

13.9-2-6) その他の安全装備

下記の搭載備品が義務づけられる。

- | | | |
|------------|---------|-----------------------|
| ・三角停止板(2枚) | ・非常用信号灯 | ・赤色灯 |
| ・牽引ロープ | ・救急薬品 | ・OK/SOSボード(A3サイズ, 2枚) |

13.9-2-7) 障害者用操作装置

障害者用操作装置を装着することが出来る。ただし、健常者は使用しないこと。

13.9-3) 改造規定

13.9-3-1) シャシー

13.9-3-1-1) タイヤ・ホイール

下記要件を満たさなければならない。

タイヤ	
1.	下記の条件を満たしたもののみ使用を認める。 公道走行が認められている一般市販ラリータイヤ
2.	競技中に使用できるタイヤ本数は、特別規則書に記載する。
3.	溝は常に1.6mm以上でスリップサインが出ていないこと。
4.	本体およびトレッド面への加工・ウォームアップ・クールダウン・溶剤塗布等の一切は認められない。
ホイール	
1.	材質はスチール製またはJWLマークのある軽合金製とする。
2.	部分的であっても複合素材から成るホイールの使用は禁止する。
3.	使用ホイールは、参加する車両(RN・RJ・RPN・RF・AE・RB)のそれぞれの規定に準じるサイズであること。
4.	インセットは自由。
5.	ナットの材質および形状の変更が許されるが、ホイールスペーサーの使用は認められない。
6.	ホイールに間隔保持のための部材を溶接することは、ホイールスペーサーの使用とみなす。 また、アクスルハブに間隔保持のための部材を取り付けることは、その取り付け方法の如何に関わらず、ホイールスペーサーの使用とみなす。
共通	
1.	タイヤ・ホイールはいかなる場合も他の部分と接触しないこと。
2.	タイヤ・ホイールは車軸中心より前方30°、後方50°の範囲内でフェンダー等より突出していないこと。
3.	参加車両には、1本または2本のスペアを搭載しなければならない。また、スペアは確実に固定されていること。

第14条 統一解釈

本規定は道路運送車両の保安基準に適合し、できる限り変更、改造の範囲を最小限に留めた廉価な車両で平等な条件の下に、一人でも多くの人々が参加できることを目的として作成されたものであり、本規則の解釈に万一疑義を生じた場合は技術委員長の解釈をもって最終とする。

第15条 安全対策

車両破損等により一般公道における運行に不適と判断された車両は、競技中であっても競技会審査委員会より、リタイヤが勧告され、オーガナイザーの指示に従い規定の場所までキャリアカー等で移動しなければならない。規定の場所とは車両の所有者または使用者の保管場所、もしくは自動車修理工場とする。参加者がキャリアカーの手配が出来ない場合は、オーガナイザーが準備するキャリアカーにて搬送する。(キャリアカー費用は参加者負担)また、移動は競技終了後、もしくは競技中に速やかに行い、競技開催日内にて終了するものとする。

第16条 クルー(参加者)の遵守事項(付則2)

1. クルー(参加者)は、競技運営上あらゆる規定、指示に従い常に明朗公正に言動し、大会後援者、競技会審査委員会の名誉を傷つけるような行動をしてはならない。
2. 競技中いかなる時も道路交通法の遵守を最優先とすること。
3. 一般車両および歩行者、地域住民に迷惑を及ぼさないこと。
4. 他車に追従する場合または対向車のある場合は前照灯の照射方向を下向きに変更すること。
5. 明らかに追い越そうとしている車両がある場合は、安全かつ速やかに進路を譲ること。
6. 登録した乗員以外は乗車してはならない。
7. リタイヤした場合は、直ちに最寄りのオフィシャルにリタイヤ届を提出すること。提出が不可能な場合は、電話等の手段で競技会事務局に連絡すること。また、ゼッケン、ラリー競技会之証およびその他競技会関係貼付物を取り除くこと。
8. 走行中は、シートベルトを必ず装着し、タイムトライアルを行う場合やオーガナイザーが指示した場所では必ずヘルメットを装着し、サイドウィンドウを開けて走行すること。
9. 競技クルーの安全
 - 9.1 SSで参加車両がやむを得ず停車した場合、クルーはその場所から少なくとも50m手前の目立つ場所に反射式の三角停止板を配置し、後続車両に適切な合図を行わなければならない。なお車がコース上にない場合も三角停止板を配置しなければならない。この規則に従わないクルーは審査委員会の判断によりペナルティが課される。
 - 9.2 参加車両には、片面に赤字で「SOS」、もう片面には「OK」と書かれたA3判のカードが搭載されており、救急医療措置が不要な場合、もしくは消火が必要でない場合は、「OK」ページを少なくとも3台の後続車に明瞭に提示すること。また、他に援助を行おうとしている物(ヘリコプター等)があれば、それらに対しても同様に提示すること。停車車両がコース上の場合、状況に応じて停車状態をボディアクション等で後続車両に対し当該区間最終車両通過まで合図をすること。
 - 9.3 その後速やかに復帰が可能か否かを判断すること。
 - 9.4 復帰可能と判断した場合、安全確保を最優先に作業を実施する。特に後続車両が接近した場合は、作業を中断して安全な場所へ退避すること。
 - 9.5 復帰不可能と判断した場合、当該区間最終参加車両通過まで車外の安全な場所で退避すること。
 - 9.6 クルーが車両から離れる場合、後続車にははっきりと見える場所に「OK」ページを提示しておくこと。
 - 9.7 近接した地点に複数車両が停止した場合、それぞれの車両が上記9.1～9.6を実施すること。
 - 9.8 救急医療措置が必要な場合もしくは消火が必要な場合は赤色の「SOS」ページを提示すること。これが提示されていた場合、後続車は下記の手順に従う。また「OK」「SOS」のどちらの提示も無く、車両がかなりのダメージを負っていてクルーが車両内にいると思われる場合も同様の手順に従うこと。
 - ①援助するために直ちに停止する。その他の後続の車両も停止し、事故現場に2番目に到着した車両は、事故のことを知らせるために次のラジオポイントまで行く。ラジオポイントを過ぎている場合は、ゴール地点TCまで行く。
 - ②それ以降の後続車は緊急車のための車幅を空けて停止し、援助を行う。

SOS が提示された場合の対処方法



付則2 SS内の緊急時におけるクルーの遵守事項手順

第17条 参加車両検査

1. すべての参加車両はオーガナイザーの指定した場所および時間において、車両検査を受けなければならない。
2. 規定の時間内に車両検査に合格しない車両は、例外なくスタートすることは許されない。
3. ゴール後の暫定結果に従い、上位入賞車両に対して車両検査を行う。
4. 競技中であっても、技術委員長が必要と認めた場合は、車両検査を行う場合がある。
5. 第17条3および4において、技術委員が要求する車両各部の分解および検査終了後の再組立は、すべて参加者の用意する人員、工具、部品、費用によって行うものとする。
6. 必要に応じて車両保管を行う場合がある。その場合、車両保管場所への参加者およびその関係者の立ち入りは許されない。

第18条 ドライバースプリーフィング

1. ドライバースプリーフィングは、スタート会場で行う。
2. 全てのクルー(ドライバーおよびコ・ドライバー)はプリーフィングに出席しなければならない。

第19条 ラリー初心者講習

1. 初めての参加者はTOYOTA GAZOO Racing ラリーチャレンジまたはチャレンジカップ開催前日に行われるマナー講習を受講しなければならない。
ただし、RC事務局により受講免除が妥当と判断される場合は推奨とする。
2. TOYOTA GAZOO Racing ラリーチャレンジ参戦累計3戦までの参加者はTOYOTA GAZOO RACING ラリーチャレンジまたはチャレンジカップ開催前日に行われるマナー講習の受講を強く推奨する。

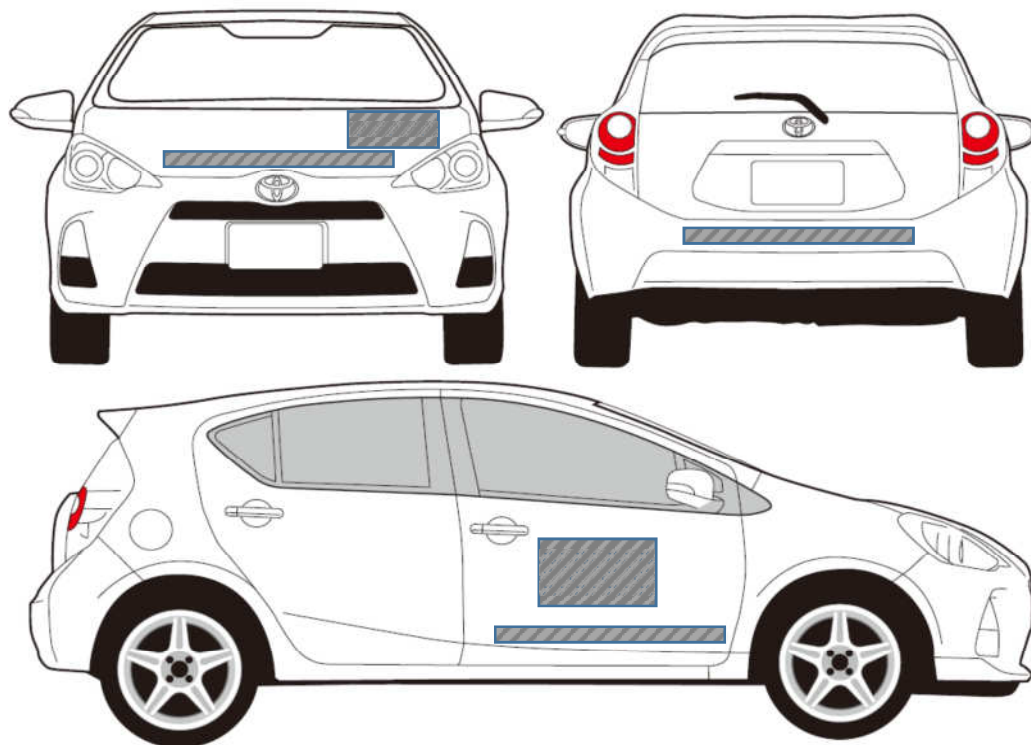
第20条 ゼッケン・スポンサーマークの指定 (付則3)

1. ステッカーは大会開催日前日および当日の参加受付において参加者に直接配布する。
2. ゼッケンは大会開催日当日のレキ受付および参加受付において一部もしくは全てを参加者に直接配布する。
3. 上記ステッカーおよびゼッケンは指定位置に貼付しなければならない。
技術員により、これらが適切に貼付されていないと判断される場合、速やかに是正措置を講じなければならない。
4. 下記添付例は暫定であり、別途公示のうえ各ラウンドでのステッカー配布時に正式なテンプレートを配布する。
5. TRDラリーチャレンジ2015シーズンまでの指定ステッカーは全て剥がさなければならない。

番号	貼付箇所	貼付物
(1)	ボンネット	ゼッケン, 指定ステッカー
(2)	左右ドア	ゼッケン, 指定ステッカー
(3)	リアバンパー	指定ステッカー

※「JAF公認ラリー競技会之証」は必ず携行および車両に貼付すること。

貼付けは助手席側後部窓に内側から行い、車両外部から容易に確認が出来ること。



付則3 RC事務局指定貼付位置

第21条 スタート

1. 特別規則書で特に言及されていない場合、全車両のスタート時間の間隔は1分となる。
2. 競技長は安全上の理由、および審査委員会の助言により、クルーのスタート順もしくはスタート間隔の変更を行うことがある。
3. セクションのスタートから30分以上遅れたクルーについては、そのセクションをスタートすることができない。
4. ただし、チャレンジカップの参加車両については、各地区大会の競技規則に準拠すること。

第22条 ルートおよび指示事項

1. ルートはオーガナイザーが試走車によって走行し定め、ロードブックに記載する。
2. ロードブックはヘッドクォーターにて交付する。
3. オーガナイザーは競技会審査委員会の承認のもとに、天候・道路状況・その他の事情により、予告なくルート及び指示事項を変更することがある。
4. ただし、チャレンジカップの参加車両については、各地区大会の競技規則に準拠すること。

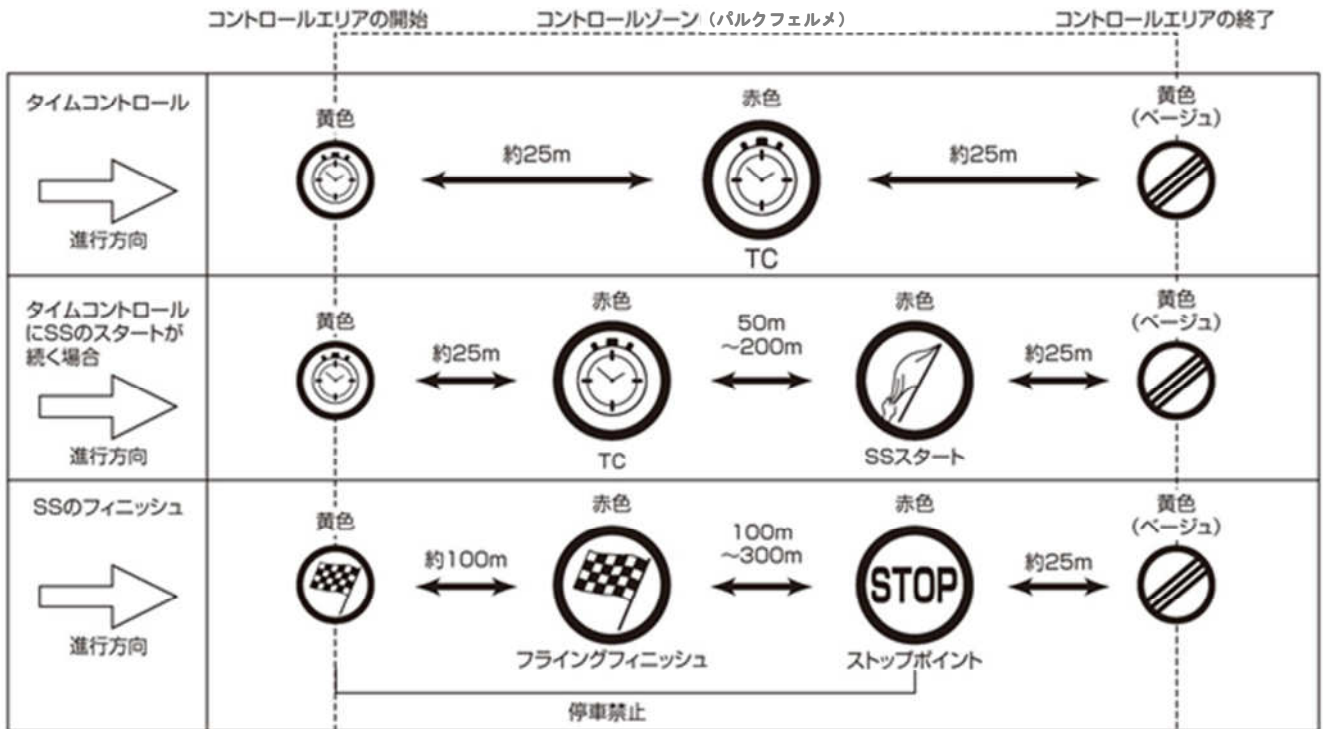
第23条 タイムカードへの記入

1. ラリーのスタートにおいて、各ロードセクションごとに定められた目標所要時間が記入されたタイムカードをクルーに支給する。
2. タイムカードの提出および記入内容の確認は各クルーの責任において行うこと。
3. タイムカードは常に提示できるようにしておき、コントロールではクルー自身が競技役員にカードを提出し、記入を受けること。
4. タイムカードに記入された時刻に対する異議申立は、当競技役員に直ちに行うこと。またその判定と指示に従わなければならない。ただし、チャレンジカップの参加車両については、各地区大会の競技規則に準拠すること。

第24条 コントロールの手順と機能（付則4）

1. TOYOTA GAZOO Racing ラリーチャレンジのすべてのコントロールは以下の方法で示される。
 - 1.1 コントロールエリアの開始は黄色地の予告標識によって示される。予告標識から約25m先に設置される実際コントロールの位置は、予告標識の同一図柄の赤色地標識によって示される。さらに約25m先に設置されるコントロールエリアの終了は黄色(ベージュ)地に黒の斜線が3本入った終了標識によって示される。
 - 1.2 コントロールエリアはパルクフェルメとみなされ、いかなる修理も行ってはならない。またいかなる援助も受けてはならない。
 - 1.3 参加車両は、タイムカードへの記入等に必要な時間を越えてコントロールエリア内に留まってはならない。
 - 1.4 チェックインはクルーの責任で行われなければならない。
 - 1.5 すべてのコントロールは、最初の参加車両の通過予定時刻30分前から開設し、最終参加車両の到着予定時刻に失格時刻を加えた15分後までに閉鎖する。
 - 1.6 クルーはコントロールの責任者の指示に従わなければならない。
2. すべてのコントロールは本規則付則4に示す標識を使用する。
 - 2.1 タイムコントロール:黄色地のAの標識はコントロールエリアの開始を示す(予告標識)。そのコントロールの実際の位置は赤色地のAの標識で示される。コントロールエリアの終了は黄色(ベージュ)地のBの標識で示される。(終了標識)
 - 2.2 スペシャルステージ:スタート地点は赤色地のCの標識で示される。フィニッシュ地点の予告は黄色地のDの標識で示される。計時の行われる実際のフィニッシュ地点は赤色地のDの標識で示される。さらにその先(100~300m)に設置された計時記録記入地点(ストップポイント)は、赤色地に“STOP”と表示された停止標識で示される。さらにエリアの終了は黄色(ベージュ)地のBの標識で示される。
3. タイムコントロールにおけるチェックインの手順
 - 3.1 チェックインの手順は、参加車両がコントロールエリアの開始を示す標識を通過した地点から始まる。通過判断は当該TCのオフィシャル判断によるものとする。
 - 3.2 コントロールエリアの開始を示す標識からコントロールを示す標識までの間はいかなる理由でも停車したり、異常な低速で走行したりしてはならない。
 - 3.3 実際の計時とタイムカードへの記入は、参加車両とその2名のクルーが当該コントロールエリア内にあり、設置された記入場所に到着した時にのみ行うことができる。何らかの原因によりコントロールエリアが参加車両等で混雑し、目標到着時刻に参加車両がコントロールエリアに進入出来ない場合は、コ・ドライバーが車両を降りてタイムカードをタイムコントロールに提出することによって、当該参加車両がコントロールエリア内に進入したものとみなす。この場合、車両がコントロールエリア外にあっても、パルクフェルメ規定が適用される。
 - 3.4 コ・ドライバーは、徒歩で自車の目標チェックイン時刻の1分前より早くコントロールエリア内に進入してもよい。さらに、目標時刻通りに自車をチェックインさせるため、ドライバーにコントロールエリアへの進入の合図を送ってもよい。
 - 3.5 タイムカードへのチェックイン時刻の記入はクルーからタイムカードの提出を受けたタイムコントロールの担当競技役員によって行われる。その際に記入される時刻は、実際にクルーから競技役員にカードが手渡された瞬間の時刻とする。
 - 3.6 目標チェックイン時刻とは、ロードセクションを走行するために指定された目標所要時間を当該区間のスタートした時刻に加えたもので、分単位まで表示される。
 - 3.7 参加車両が目標チェックイン時刻と同じ分、またはその前の分にコントロールエリアに進入しても早着のタイムペナルティは受けない。
 - 3.8 目標チェックイン時刻が18時58分の場合、チェックインが18時58分00秒から18時58分59秒の間に行われれば、目標時刻どおりに到着したものと見なされる。
4. コントロールのスタート時刻
 - 4.1 次のロードセクションがスペシャルステージを伴わない場合、タイムカードに記入されたチェックイン時刻がそのまま次のロードセクションのスタート時刻となる。
 - 4.2 次にスペシャルステージのスタートが続く場合は下記の手順が適用される。

4. 3 当該タイムコントロールとスペシャルステージのスタートコントロールは同一のコントロールエリアに含まれるものとし、
標識は下記の通り示す。
 - ・黄色地のタイムコントロール予告標識
 - ・約25m先に赤色地のタイムコントロール標識
 - ・50～200m先に赤色地に閉じた旗のスペシャルステージスタート標識
 - ・25m先に黄色(ベージュ)地に黒の斜線が3本入ったコントロールエリア終了標識
4. 4 当該タイムコントロールにおいては、チェックイン時刻に加えて、続くスペシャルステージのスタート予定時刻も同時に記入される。
このスタート時刻はチェックイン時刻の3分後とする。
4. 5 その後、参加車両は速やかにスペシャルステージのスタートコントロールに移動し、スタートコントロールの競技役員によって
タイムカードに記入された実際のスタート時刻に従ってスタートすること。
4. 6 スペシャルステージフィニッシュ後、競技車両はストップポイントにてフィニッシュライン通過時刻の記入を受ける。
ロードセクションのスタート時刻は、スペシャルステージスタート時刻とする。
5. リグループのコントロール
 5. 1 リグループエリアの設置目的は、遅着やリタイヤによって発生した参加車両の時間間隔を詰めることである。
そのため、停車しなければならない時間は競技車両ごとに異なることがある。
 5. 2 リグループのコントロールに到着したら、クルーは担当の競技役員にタイムカードを提出し、スタート時刻の指示を受けること。
それから速やかに参加車両をバルクファルメ内に進入させ、指示された場所に停車し、エンジンを停止すること。
 5. 3 リグループエリア内では外部バッテリーでエンジン始動が行えるが、その後当該参加車両にそのバッテリーを搭載してはならない。
6. スペシャルステージ
 6. 1 スペシャルステージ区間の計時は所要全時分秒および適用される場合は1/10秒まで計時し、成績に反映する。
 6. 2 クルーがスペシャルステージを逆走することは禁止する。
 6. 3 スペシャルステージのスタートはスタンディングスタートとする。参加車両はエンジンのかかった状態でスタートライン上に停止し、
スタートの合図にしたがってスタートすること。合図が出されてから20秒以内にスタートできない車両は失格とし、
安全な場所に速やかに移動される。
 6. 4 スタートの合図は30秒・15秒・10秒・5秒・4秒・3秒・2秒・1秒の順にカウントダウンする。
これを電気式のカウントダウン表示装置(灯火信号付き)によって行う場合がある。
また、この装置に連動してフライング検知装置を使用する場合がある。
 6. 5 指定されたスタート時刻までにクルーの準備が間に合わず、自己のスタートが遅れた場合は、本規定27条に準じたタイムペナルティ
が課せられたうえで
担当競技役員によって新たな時刻が与えられる。
 6. 6 各スペシャルステージにはオーガナイザーによりあらかじめ基準所要時間が設定され、公式通知にて通知される。
 6. 7 スペシャルステージのフィニッシュはフライングフィニッシュとする。フライングフィニッシュよりストップポイントの間は停車を禁止する。
 6. 8 ストップポイントにてタイムカードにフィニッシュライン通過時刻(時、分、秒、および適用される場合は1/10秒)の記入を
受けること。
7. チャレンジカップのコントロール
 7. 1 チャレンジカップの参加車両については、各地区大会の競技規則に準じること。



付則4 コントロールで使用される標識(サイン)の種別、使用方法

第25条 標準時刻

計時はすべてオーガナイザーの所持する時計により行う。ラリー全体を通して使用する公式標準時刻はNTT(電話117)の時報による日本標準時刻とする。

第26条 競技結果

1. 競技結果はスペシャルステージで記録された所要時間とロードセクションその他で課されたペナルティタイムを合計して決定される。
2. 複数のクルーの最終成績が同じである場合は、最初のスペシャルステージでより少ない所要時間を記録したクルーが上位となる。これで順位が決定できない場合は2番目以降のスペシャルステージの結果を順次比較して決定する。

第27条 罰則

本競技会には本規定第29条に加え、2016年国内競技規則付則による罰則が適用される。

第28条 棄権

参加者が競技途中で棄権する場合は、最寄りの競技役員にリタイヤ届けを持って申告しなければならない。提出が不可能な場合は、電話等その他の手段で競技役員又は大会事務局へ連絡すること。

第29条 失格

クルー(参加者)が以下の各項に該当する行為をなした場合には、競技会審査委員会の裁定により失格となる場合がある。

1. 対人あるいは対物事故を起こしたとき。
2. 道路交通法に違反したとき。
3. リタイヤの申告をせず競技から離脱したとき。
4. 走行マナーおよび競技者としての態度や品行に問題があるとき。
5. タイムカードを改ざんしたとき。
6. 車両規則違反が発見されたとき。
7. 競技車両またはその構成部品に施されたマーキングや封印等に手が加えられたり、それらが失われたりしたとき。
8. クルーまたは関係者間で不正行為があったとき。
9. その他競技役員の重要な指示に従わなかったとき。
10. 各諸規則および本規則ならびに競技会特別規則に関する重大な違反があったとき。

第30条 競技打ち切り、中断と成立

1. 競技の進行が、全ての参加車両に対して不可能、または著しい障害になったとき、または他に及ぼす影響等で競技の続行が出来なくなった場合、競技会審査委員会の承認のもと、競技長の判断によって打ち切りおよび特定区間中断がなされる。その場合、コース上の競技役員によって指示または対策を指示する。
2. 競技が打ち切りになった場合の成績は、競技打ち切り時点におけるものとする。

第31条 競技会の中止または延期

保安上または不可抗力による事情が生じた場合は、競技会審査委員会の決定によって競技会の開催を中止、延期、またはコースの短縮を行うことがある。また中止、再競技の場合の日時は、公式通知を以って公表する。この場合、事務局手数料として1,000円を差し引いて返金する。

第32条 燃料補給

競技中の参加車両への燃料補給は、オーガナイザーが指定する燃料補給所(場所)で行い、この場所以外の燃料補給は禁止する。燃料補給中はエンジンを停止するとともに、クルーは車外で待機するか、車内で待機する場合は安全ベルトを外していなければならない。

第33条 サービスとサービスパーク

1. 競技中はオーガナイザーが指定した場所(サービスパーク)以外で整備作業を行うことは出来ない。
2. 整備作業を行うことができる者は、当該車両のクルーおよびオーガナイザーにサービス登録済みの者とする。
3. オーガナイザー登録済みの車両(サービスカー)以外はサービスパークに進入することは出来ない。また、登録済みの車両(サービスカー)であっても、オーガナイザーは速やかな競技目的の為、入場を拒否する場合がある。
4. 整備作業にあたっては、他の交通および作業員の安全確保に十分留意すること。
5. サービスパークでの車両整備の範囲は下記のとおりとする。
 - ・タイヤの交換
 - ・ランプ類のハルブの交換
 - ・点火プラグの交換
 - ・Vベルトの交換
 - ・各部点検増締め
 - ・上記以外に作業員の安全を十分確保することを条件に、競技会技術委員長が許可した項目
6. 上記以外の整備作業を実施する際には必ずロードブック内の整備申告書に整備項目を記載し、競技会技術委員長に提出、確認を得ること。
7. 整備車両実施後は必ず競技会技術委員の確認を得ること。

第34条 損害の補償

1. クルー(参加者)は車両および付属品が破損した場合、その責任はクルー各自が負わなければならない。
2. クルーは、JAFおよびオーガナイザー並びに大会役員が一切の損害賠償の責任を免除されていることを了承していなければならない。即ち、大会役員は、その職務に最善を尽くすことは勿論であるが、クルーの負傷、死亡その他車両の損害事故に対しては、一切の責任を負わない。

第35条 抗議

1. クルー(参加者)は、自分が不当に処遇されていると判断した場合は、これに対して抗議することが出来る。ただし、自分の参加拒否並びに審判員の判定に対する抗議は出来ない。
2. 抗議はロードブック内のエンクワイアリーシートにその理由を具体的に記述し、1件につき抗議料を添えて、文書で競技長を経て競技会審査委員会に提出する。
3. 裁定の結果は、関係当事者に口頭による宣告と公式通知を以って通知される。
4. 抗議料はその抗議が正当と裁定された場合のみ返却される。
5. 競技に関するものは、フィニッシュ後30分以内、成績に関する抗議は、暫定結果発表後30分以内になければ無効となる。また、技術委員の決定に対する抗議は決定直後になければ無効となる。

第36条 賞典

36.1) TOYOTA GAZOO Racing ラリーチャレンジ 各地区大会賞典

C-0~3、E-1~3は、1~3位に対してJAFメダル・盾および賞典を授与する。

ただし、各クラスとも参加台数の30%(小数点以下切り上げ)の範囲内とする。

また、上記以外に特別賞を授与する場合がある。

36.1-1) TOYOTA GAZOO Racing ラリーチャレンジ オリジナルシリーズ・エントリー 賞典

C-0~3、E-1~3の1位~6位のドライバー、コ・ドライバーに対して各クラスとも、

下記のようにシリーズポイントを与える。

オリジナルシリーズ		
順位	—	ポイント
1位	—	9
2位	—	7
3位	—	5
4位	—	4
5位	—	3
6位	—	2
完走	—	1

チャレンジカップ		
順位	—	ポイント
1位	—	13
2位	—	10
3位	—	7
4位	—	6
5位	—	4
6位	—	3
完走	—	1

36.2) チャレンジカップ (東シリーズ・西シリーズ) 各地区大会賞典

各地区大会規則に準じる。

36.2-1) チャレンジカップ 東シリーズ・エントリー 賞典

C-0~3、E-1~3の1位~6位のドライバー、コ・ドライバーに対して各クラスとも、

下記のようにシリーズポイントを与える。

シリーズ・エントリー		
順位	—	ポイント
1位	—	9
2位	—	7
3位	—	5
4位	—	4
5位	—	3
6位	—	2
完走	—	1

オリジナルシリーズ		
順位	—	ポイント
1位	—	13
2位	—	10
3位	—	7
4位	—	6
5位	—	4
6位	—	3
完走	—	1

西シリーズ		
順位	—	ポイント
1位	—	13
2位	—	10
3位	—	7
4位	—	6
5位	—	4
6位	—	3
完走	—	1

36.2-2) チャレンジカップ 西シリーズ・エントリー 賞典

C-0~3、E-1~3の1位~6位のドライバー、コ・ドライバーに対して各クラスとも、

下記のようにシリーズポイントを与える。

シリーズ・エントリー		
順位	—	ポイント
1位	—	9
2位	—	7
3位	—	5
4位	—	4
5位	—	3
6位	—	2
完走	—	1

オリジナルシリーズ		
順位	—	ポイント
1位	—	13
2位	—	10
3位	—	7
4位	—	6
5位	—	4
6位	—	3
完走	—	1

東シリーズ		
順位	—	ポイント
1位	—	13
2位	—	10
3位	—	7
4位	—	6
5位	—	4
6位	—	3
完走	—	1

36.3) TOYOTA GAZOO Racing ラリーチャレンジ2016 シリーズ・有効ポイント

1. 2016年初回エントリー時に所定の書式でシリーズ・エントリーの申告を行う。
2016年初回エントリー時にシリーズ・エントリーの申告が無い場合、参加初戦のシリーズにエントリーしたものと見なす。
2. シリーズ・エントリーの変更を希望する場合、RC事務局に再申請を行わなければならない。
変更は原則として1回まで認められ、以降はRC事務局の判断により認められる場合がある。
3. ポイントは下記の通り有効とし、その合計で順位を決定する。
 - ①オリジナルシリーズ
オリジナルシリーズ4戦、東シリーズおよび西シリーズ全戦のうち2戦の計6戦を有効とする。
 - ②チャレンジカップ（東シリーズ・西シリーズ）
オリジナルシリーズ1戦、エントリーしたいいずれかのシリーズのうち、早い日程でのラウンド3戦、全てのシリーズの内1戦の計5戦を有効とする。
4. 入賞回数が本項3. ①または②を超過する場合、下記の順で有効とする。
 - (1)上位入賞
 - (2)早い日程のラウンドでの入賞
5. 各シリーズランキングにおいて同ポイントの場合は下記の順で決定する。
 - (1)シリーズ・エントリーの変更を行っていない者
 - (2)上位入賞回数の多い者
 - (3)出場回数の多い者
 - (4)早い日程のラウンドに上位入賞した者
6. 申告したシリーズから異なるシリーズへ変更行う場合、本項3. に準じ変更後のシリーズにおける有効ポイントとして再算定される。
ただし、再算定後の有効ポイントが本項3. ①または②を超過する場合、本項4. に準じる。
7. 全てのクラスにおいて、シリーズ参加台数が少数の場合、RC事務局の判断でシリーズ表彰対象人数を削減する場合がある。
8. 年間表彰式は別に定めて行う。欠席の場合はシリーズトロフィーを郵送で対応する。

第37条 練習走行の禁止

ラリー開催地域での下見走行および練習走行を厳格に禁止する。オフィシャル・大会関係者により走行行為が確認された場合、本規定第29条に基づき失格とする場合がある。

第38条 本規則の解釈

本規則および競技に関する諸規則の解釈についての疑義が生じた場合は、競技会審査委員会の決定を以って最終とする。

第39条 本規則の施行

本規則を2016年 1月 25日より施行する。